

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年6月27日
【事業年度】	第69期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
【会社名】	株式会社ビー・エム・エル
【英訳名】	BML, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 近 藤 健 介
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目21番3号
【電話番号】	03(3350)0111(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役専務執行役員企画本部長 武 部 憲 尚
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目21番3号
【電話番号】	03(3350)0111(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役専務執行役員企画本部長 武 部 憲 尚
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第65期	第66期	第67期	第68期	第69期
決算年月	2020年 3 月	2021年 3 月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月
売上高 (百万円)	120,732	138,571	186,067	159,462	137,964
経常利益 (百万円)	10,211	20,803	51,077	24,182	9,605
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	6,375	13,711	33,741	15,578	6,034
包括利益 (百万円)	6,639	14,638	34,689	15,382	7,622
純資産額 (百万円)	80,422	93,123	121,684	126,751	130,140
総資産額 (百万円)	116,273	139,174	179,200	168,943	170,991
1株当たり純資産額 (円)	1,873.36	2,174.27	2,909.29	3,138.63	3,228.06
1株当たり当期純利益金額 (円)	151.27	337.44	833.24	395.84	154.81
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	151.07	337.09	832.62	395.62	154.74
自己資本比率 (%)	65.4	63.5	64.8	72.5	73.6
自己資本利益率 (%)	8.3	16.7	33.0	13.1	4.9
株価収益率 (倍)	19.2	11.3	3.7	7.8	18.8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	12,771	19,574	45,603	11,742	14,446
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△5,213	△4,584	△7,297	△7,627	△21,137
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△8,784	△3,382	△9,828	△9,715	△5,733
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	48,246	59,853	88,360	82,760	70,338
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	4,067 (4,374)	4,178 (4,491)	4,290 (4,637)	4,415 (4,590)	4,513 (4,553)

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第67期の期首から適用しており、第67期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第65期	第66期	第67期	第68期	第69期
決算年月		2020年 3 月	2021年 3 月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月
売上高	(百万円)	95,002	110,583	148,886	128,311	112,217
経常利益	(百万円)	6,921	14,913	38,589	18,593	6,487
当期純利益	(百万円)	4,955	10,562	27,228	16,085	5,345
資本金	(百万円)	6,045	6,045	6,045	6,045	6,045
発行済株式総数	(株)	44,014,726	44,014,726	43,514,726	42,613,626	42,294,426
純資産額	(百万円)	59,792	68,585	89,796	97,693	99,324
総資産額	(百万円)	91,790	108,981	138,366	134,436	136,537
1株当たり純資産額	(円)	1,470.46	1,686.26	2,248.06	2,503.13	2,547.21
1株当たり配当額 (内、1株当たり 中間配当額)	(円) (円)	45.00 (20.00)	70.00 (20.00)	120.00 (35.00)	100.00 (40.00)	80.00 (40.00)
1株当たり当期純利益金額	(円)	117.57	259.95	672.41	408.73	137.14
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	117.41	259.68	671.91	408.50	137.08
自己資本比率	(%)	65.1	62.9	64.9	72.7	72.7
自己資本利益率	(%)	8.2	16.5	34.4	17.2	5.4
株価収益率	(倍)	24.7	14.7	4.6	7.5	21.2
配当性向	(%)	38.3	26.9	17.8	24.5	58.3
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	2,259 (1,577)	2,350 (1,633)	2,438 (1,650)	2,550 (1,611)	2,642 (1,577)
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX)	(%) (%)	91.9 (90.5)	122.7 (128.6)	103.6 (131.2)	106.5 (138.8)	103.6 (196.2)
最高株価	(円)	4,085	3,965	4,985	4,020	3,250
最低株価	(円)	2,307	2,438	3,035	3,035	2,594

- (注) 1. 第65期の1株当たり配当額45円は創立65周年記念配当5円、第67期の1株当たり配当額120円は特別配当50円、第68期の1株当たり配当額100円は特別配当20円をそれぞれ含んでおります。
2. 最高・最低株価は2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものであります。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第67期の期首から適用しており、第67期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

年月	事項
1955年 7 月	近藤健次(故人 当社創業者)が、保存血液の製造及び販売を目的として資本金1,500千円をもって東京都渋谷区千駄ヶ谷に株式会社相互ブラッド・バンクを設立。
1964年 3 月	輸血用血液取扱が日本赤十字社血液センターに集中されたことに伴い、臨床検査業務への事業転換に着手。
1967年 8 月	臨床検査センターを設置し、臨床検査の受託を開始。
1973年 4 月	検体の集配を目的として、株式会社ジャパנקリニカルサービス(当社100%出資)を設立。
1975年10月	富山県富山市に営業所を設置、全国営業所ネットワークの構築に着手。
1976年 7 月	株式会社相互生物医学研究所に商号を変更、同時に東京都中野区中央に本社を移転。
1981年11月	富山県富山市に衛生検査所を設置、全国ラボネットワークの構築に着手。
1985年 1 月	東京都杉並区高円寺南に本社を移転、また埼玉県川越市に当社の中心となるBML総合研究所を設置、検査業務の総合及びトータルラボラトリーシステムを構築。
1986年 7 月	病理・細胞診検査を目的として、株式会社ピーシーエルジャパン(当社100%出資)を設立。
1989年 3 月	医療情報システムの構築を目的として、株式会社メリッツ(当時当社100%出資)を設立。
1989年 4 月	株式会社ビー・エム・エルに商号を変更。
1991年 6 月	株式会社東京公衆衛生研究所の株式を取得(当時当社70%所有)し、子会社とする。
1993年 4 月	東京都渋谷区千駄ヶ谷に本社を移転。
1993年 7 月	松戸市および松戸市医師会との共同出資(当社97%出資)により、株式会社松戸メディカルラボラトリーを設立。
1995年 1 月	臨床検査受託のための地域子会社として、株式会社愛媛メディカルラボラトリー(当時当社97%出資)を設立。
1996年 1 月	株式会社生物医科学研究所の株式を取得(当社100%所有)し、子会社とする。
1996年 7 月	株式会社協同医学研究所の株式を取得(当時当社100%所有、現100%間接保有)し、子会社とする。
1997年 8 月	F&S事業部を設置し、食品衛生検査の受託を開始。(注)
1998年 8 月	千葉県柏市に「アリア薬局」を設置し、調剤薬局の経営を開始。
1998年11月	株式会社第一臨床検査センター(現 株式会社第一岸本臨床検査センター)の株式を取得(当時当社60%所有、現100%所有)し、子会社とする。
1998年12月	新規医薬品の開発業務受託機関(CRO)を目的として、株式会社アレグロ(当時当社100%出資、現100%間接所有)を設立。
1999年10月	遺伝子組換え食品検査の受託を開始。
1999年11月	日本証券業協会に株式を店頭登録。
2000年 1 月	医療情報システム事業部を設置し、電子カルテの販売を開始。
2000年 4 月	環境検査事業部を設置し、大気、水質等の環境検査を開始。
2000年10月	ゲノム科学事業部を設置し、遺伝子検査の開発と受託を開始。歯周病菌検査の受託を開始。
2001年 4 月	東京証券取引所市場第一部に株式を上場。
2001年 8 月	株式会社共同検査システムの株式を取得(当時当社100%所有)し、子会社とする。
2002年 9 月	大塚製薬株式会社より臨床検査事業の営業を譲受ける。 株式会社大塚東京アッセイ研究所(2003年 4 月 株式会社BML東京アッセイ研究所に社名変更。 2004年 4 月 当社に吸収合併)の株式を取得(当時当社100%所有)し、子会社とする。
2003年 2 月	株式会社環境科学コーポレーション(現 株式会社BMLフード・サイエンス)の株式を取得(当時当社100%所有、現100%間接所有)し、子会社とする。
2004年 8 月	株式会社ラボテック(千葉県市原市)の株式を取得(当時当社40%所有)。
2004年10月	株式会社BMLフード・サイエンスを会社分割し、株式会社環境科学コーポレーションを設立。

年月	事項
2005年 4 月	株式会社第一臨床検査センター（現 株式会社第一岸本臨床検査センター）が、株式会社共同検査システムを合併。
2005年 4 月	株式会社ラボテック（千葉県市原市）の株式を追加取得（当時当社100%所有）し、子会社とする。
2005年 6 月	株式会社第一臨床医学検査センターの株式を取得（当時当社100%所有）し、子会社とする。
2005年 7 月	株式会社日研医学の株式を取得（当社100%所有）し、子会社とする。
2005年12月	株式会社BMLフード・サイエンスが、株式会社環境科学コーポレーションの全株式を第三者に売却。
2006年 1 月	株式会社ラボテック（長崎県佐世保市）の株式を取得（当時当社10%所有、現100%間接保有）。
2006年 4 月	株式会社近畿予防医学研究所との共同出資（当社51%出資）により、株式会社近畿予研BML（現 株式会社オー・ピー・エル）を設立。
2006年 9 月	株式会社小田島盛岡臨床検査センター（現 株式会社盛岡臨床検査センター）の株式を取得（当社66.3%所有）し、子会社とする。
2007年 2 月	三菱商事株式会社との合弁により、株式会社BMLフード・サイエンスと株式会社アレグロの株式移転を行い、株式会社BMLライフサイエンス・ホールディングスを設立（当時当社65%所有、現100%所有）。
2007年 3 月	クオール株式会社に調剤薬局事業を譲渡。
2007年 4 月	株式会社東京公衆衛生研究所が株式会社生物医科学研究所を吸収合併。
2007年 8 月	微研株式会社の株式を取得（当時当社100%所有、現100%間接保有）し、子会社とする。
2008年 2 月	株式会社ラボテック（長崎県佐世保市）の株式を追加取得（当時当社51%所有、現100%間接保有）し、子会社とする。
2008年 9 月	株式会社BMLライフサイエンス・ホールディングスが株式会社キュー・アンド・シーの株式を取得（100%所有）し、子会社とする。
2010年 3 月	株式会社BMLライフサイエンス・ホールディングスが株式会社キュー・アンド・シーの株式を一部売却（85%売却）。
2010年 4 月	株式会社メリッツを吸収合併。
2010年 9 月	米国コーヴァンス社（現 ラボコープ社）と国際治験用共同ラボを設立。
2011年 1 月	株式会社大宮臨床検査センター（現 株式会社第一岸本臨床検査センター、当社100%出資）を設立。
2011年 4 月	株式会社大宮臨床検査センターが新川管財株式会社の臨床検査事業等を吸収分割により承継し、株式会社岸本医科学研究所に社名変更。新川管財株式会社の100%子会社である株式会社共栄医研とともに連結子会社となる。 株式会社フォレストホールディングスとの合弁により、当社100%子会社である株式会社協同医学研究所及び微研株式会社、並びに株式会社フォレストホールディングスの100%子会社である株式会社リンテックの共同株式移転を行い、中間持株会社となる株式会社九州オープンラボラトリーズ（当社66%出資）を設立。当社子会社である株式会社ラボテック（長崎県佐世保市）の全株式を、株式会社九州オープンラボラトリーズに売却。 診療所向け新電子カルテ「QUALIS」を販売開始。
2012年 2 月	株式会社QOLセントラルラボラトリーズ（株式会社九州オープンラボラトリーズ100%出資）を設立。
2012年 3 月	当社100%子会社である株式会社第一臨床検査センター、株式会社岸本医科学研究所、及び株式会社共栄医研の3社が合併。存続会社である株式会社岸本医科学研究所のうち本州地域の臨床検査事業等を、吸収分割により当社が承継（株式会社共栄医研の臨床検査事業等を含む）。株式会社岸本医科学研究所が、株式会社第一岸本臨床検査センターに社名変更。
2012年 4 月	株式会社QOLセントラルラボラトリーズが、株式会社協同医学研究所及び株式会社リンテックの検査部門を吸収分割により承継し、連結子会社となる。

年月	事項
2012年 7 月	株式会社ラボテック（千葉県市原市）を吸収合併。
2013年12月	中国上海駐在員事務所開設。
2014年 4 月	株式会社岡山医学検査センターの株式を取得（当社100%所有）し、子会社とする。
2014年 5 月	上海千麦博米楽医学検査所有限公司（中国）に出資（当時当社40%出資、現10%出資）。
2015年 3 月	株式会社BMLメディカルワークスが株式会社メリッツサポートシステムズを吸収合併。
2019年 4 月	株式会社東海細胞研究所の株式を取得（当社100%所有）し、子会社とする。
2019年10月	株式会社第一臨床医学検査センターを吸収合併。
2022年 4 月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、市場第一部からプライム市場に移行。 クラウド版電子カルテ「Qualis Cloud」を販売開始。
	株式会社東京公衆衛生研究所を吸収合併。
2023年 8 月	株式会社愛媛メディカルラボトリーを吸収合併。

（注） F&S事業部のF&Sとは、Food and Sanitation の略で、食品衛生検査のことです。

3 【事業の内容】

当社グループは、連結子会社として㈱協同医学研究所、㈱ピーシーエルジャパン、㈱ジャパントリニカルサービス、㈱アレグロ、㈱BMLフード・サイエンス、㈱松戸メディカルラボラトリー、㈱日研医学、㈱オー・ピー・エル、㈱盛岡臨床検査センター、㈱BMLライフサイエンス・ホールディングス、微研㈱、㈱ラボテック、㈱第一岸本臨床検査センター、㈱九州オープンラボラトリーズ、㈱リンテック、㈱QOLセントラルラボラトリーズ、㈱BMLメディカルワークス、㈱岡山医学検査センター及び㈱東海細胞研究所の19社、持分法非適用非連結子会社として㈱地域医療サービス、㈱札幌病理検査センター、㈱札幌イムノ・ダイアグノスティック・ラボラトリー、DPR㈱及び㈱オーエムエル、持分法非適用関連会社である㈱北里大塚バイオメディカルアッセイ研究所及び㈱中央微生物検査所で構成されております。

㈱協同医学研究所他15社は、主に、各地域の病院および診療所から一般検査および特殊検査を受託するとともに、当社に対して特殊検査を再委託しております。また、当社は、これらの会社に当社の受託した一般検査の内、緊急検査につき再委託しております。㈱地域医療サービスは㈱盛岡臨床検査センターから検体の集配を受託しております。

なお、当社および臨床検査を実施している連結子会社は、共通のITシステムを利用しております。ホスト基幹システムで処理されたデータは、顧客に検査結果として報告しております。ホスト基幹システムが保持する顧客の単価データおよび検体検査実績データが、顧客への請求データとなり、そこから売上の自動計上に連動しています。

㈱ジャパントリニカルサービスは、主に当社の臨床検査検体の受付、検査情報の報告処理業務および運送業務を行っております。

㈱ピーシーエルジャパン及び㈱東海細胞研究所は、病理・細胞診検査を主に当社から受託しております。また、DPR㈱は、病理・細胞診検査を主に㈱盛岡臨床検査センターより受託しております。

㈱BMLフード・サイエンスは外食産業および大型小売店等から食品・衛生検査およびコンサルティング業務を受託しております。また、当社は受託した食品検査等の再委託をしております。

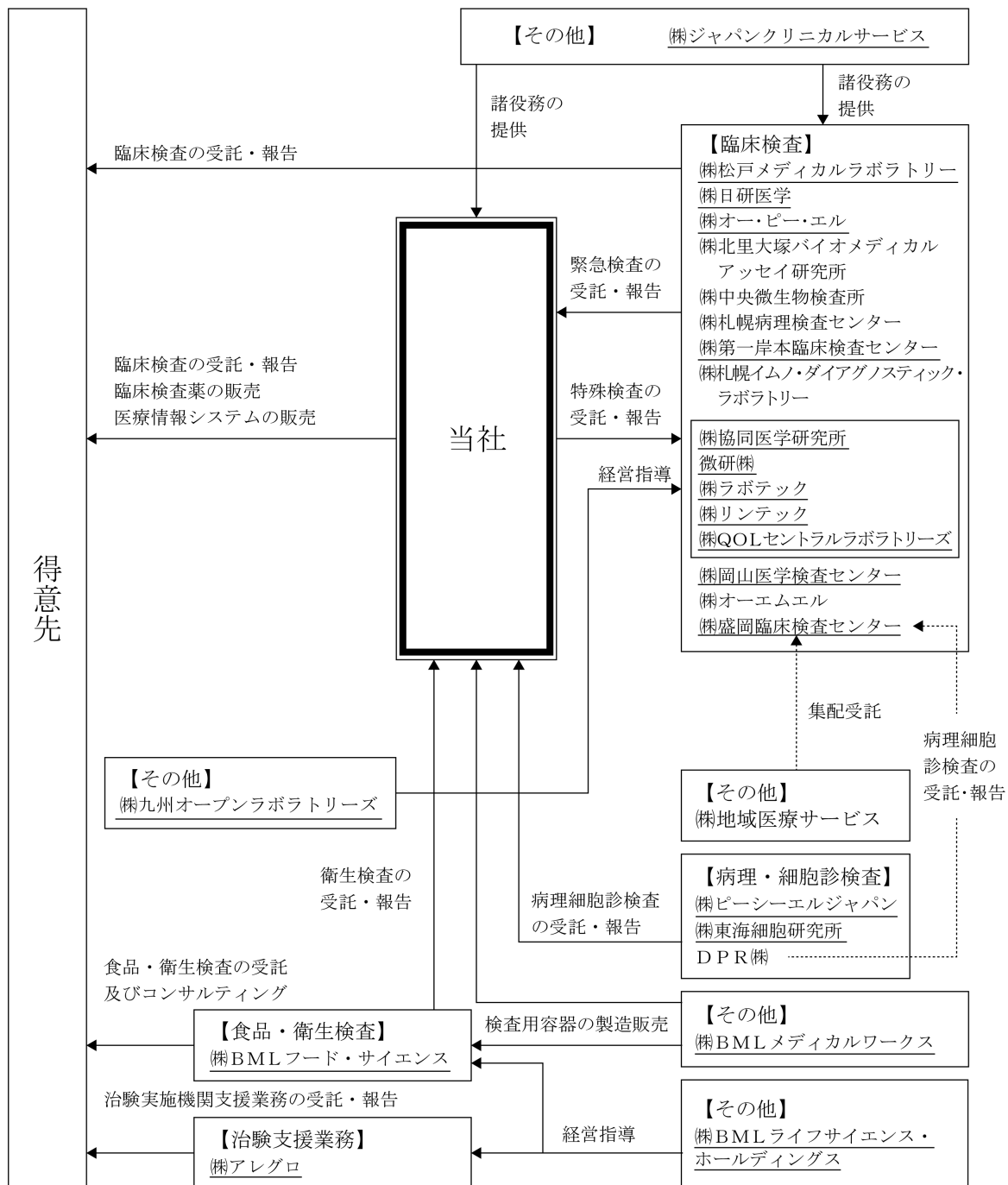
㈱アレグロは、製薬会社等より治験実施医療機関支援業務を受託しております。㈱BMLライフサイエンス・ホールディングスは㈱BMLフード・サイエンスと㈱アレグロの経営指導を行っております。

㈱BMLメディカルワークスは、検査用容器の製造等を行っております。

㈱九州オープンラボラトリーズは、㈱リンテック、㈱協同医学研究所、微研㈱、㈱ラボテック及び㈱QOLセントラルラボラトリーズの経営指導を行っております。

このように、当社グループは、臨床検査並びにこれに関連する事業を営んでおります。

当社グループにおける各社の位置づけは、以下の図のとおりであります。



- (注) 1. 上記において下線を付した会社は、連結子会社であります。
2. (株)愛媛メディカルラボラトリーは、2023年8月1日付で当社に吸収合併されております。
3. (有)セブンスシステム及び(有)アクティは、2023年10月1日付で当社の連結子会社である(株)第一岸本臨床検査センターに吸収合併されております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の 所有 (又は 被所有) 割合 (%)	関係内容				
					役員 の兼 任等	資金 援助 (百万 円)	営業上 の取 引	設備の 賃貸借	その他
(連結子会社) ㈱第一岸本臨床検査センター	北海道 札幌市 東区	100	臨床検査の 受託業務	直接 100.0	有	—	臨床検査の委 託及び受託	不動産賃貸借	—
㈱オー・ピー・エル	大阪府 茨木市	98	臨床検査の 受託業務	直接 51.0	有	—	臨床検査の委 託及び受託	不動産賃貸	—
㈱岡山医学検査センター	岡山県 倉敷市	49	臨床検査の 受託業務・ 調剤薬局事 業	直接 100.0	有	—	臨床検査の委 託及び受託	不動産賃借	—
㈱松戸メディカル ラボラトリー	千葉県 松戸市	30	臨床検査の 受託業務	直接 97.0	無	—	臨床検査の委 託及び受託	不動産賃貸	—
㈱日研医学	福井県 福井市	25	臨床検査の 受託業務	直接 100.0	無	—	臨床検査の委 託及び受託	検査機器賃貸 不動産賃貸	—
㈱ピーシーエル ジャパン	東京都 杉並区	20	病理・細胞 診検査	直接 100.0	有	—	病理・細胞診 検査の委託	不動産賃貸借	—
㈱ジャパנקリニ カルサービス	東京都 杉並区	20	臨床検査検 体の受付・ 検査情報処 理等	直接 100.0	有	—	臨床検査検体 の受付及び検 査情報処理等	不動産賃貸借	—
㈱盛岡臨床検査セ ンター	岩手県 盛岡市	10	臨床検査の 受託業務	直接 66.3	有	—	臨床検査の委 託及び受託	不動産賃借	—
㈱BMLメディカ ルワークス	埼玉県 川越市	10	検査用容器 の製造等	直接 100.0	有	—	検査用容器の 製造等	不動産賃貸	—
㈱東海細胞研究所	岐阜県 岐阜市	10	病理・細胞 診検査	直接 100.0	有	—	病理・細胞診 検査の委託	—	—
㈱BMLライフサイ エンス・ホール ディングス	東京都 渋谷区	100	食品検査・ バイオライ フサイエンス に関する事 業	直接 100.0	有	—	—	—	—
㈱九州オープンラ ボラトリーズ	福岡県 福岡市 博多区	50	臨床検査に 関する事業	直接 66.0	有	—	—	—	—
㈱アレグロ	東京都 渋谷区	30	治験実施機 関支援業務	間接 100.0 (100.0) (注)3	有	—	—	不動産賃貸	—

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の 所有 (又は 被所有) 割合 (%)	関係内容				
					役員 の兼 任等	資金 援助 (百万 円)	営業上の 取引	設備の 賃貸借	その他
(連結子会社) ㈱BMLフード・サイエンス	東京都 新宿区	100	食 品 衛 生 検 査 事 業	間接 100.0 (100.0) (注) 3	有	—	食 品 検 査 の 委 託	不動産賃貸借	—
㈱リンテック	福岡県 福岡市 博多区	224	臨床検査の 受託業務	間接 100.0 (100.0) (注) 4	有	—	臨 床 検 査 の 委 託 及 び 受 託	不動産賃貸借	—
微研㈱	鹿児島 県鹿児島 市	90	臨床検査の 受託業務	間接 100.0 (100.0) (注) 4	無	—	臨 床 検 査 の 委 託 及 び 受 託	検査機器賃貸 不動産賃貸借	—
㈱協同医学研究所	福岡県 福岡市 東区	60	臨床検査の 受託業務	間接 100.0 (100.0) (注) 4	有	—	臨 床 検 査 の 委 託 及 び 受 託	不動産賃貸借	—
㈱QOLセントラル ラボラトリーズ	福岡県 福岡市 東区	10	臨床検査の 受託業務	間接 100.0 (100.0) (注) 4	有	—	臨 床 検 査 の 委 託 及 び 受 託	不動産賃貸借	—
㈱ラボテック	長崎県 佐世保 市	10	臨床検査の 受託業務	間接 100.0 (51.0) (注) 5	無	—	臨 床 検 査 の 委 託 及 び 受 託	—	—

(注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

2. 議決権の所有(又は被所有)割合欄の()内は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で示しております。

3. 当社の子会社である㈱BMLライフサイエンス・ホールディングスが100%所有しております。

4. 当社の子会社である㈱九州オープンラボラトリーズが100%所有しております。

5. 当社の子会社である㈱九州オープンラボラトリーズが51%、当社が49%所有しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当社グループは、臨床検査並びにこれに関連する事業を営んでおりますので、事業部門別の従業員数を示すと、次のとおりであります。

2024年3月31日現在

事業部門の名称	従業員数(名)
検査部門	2,592(1,328)
営業部門	1,320(2,762)
事務部門	601(463)
合計	4,513(4,553)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄の()は、外書で臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の状況

2024年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
2,642(1,577)	41.0	10.9	5,439,052

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄の()は、外書で臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

なお、提出会社における事業部門別の従業員数を示すと、次のとおりであります。

2024年3月31日現在

事業部門の名称	従業員数(名)
検査部門	1,555(632)
営業部門	692(852)
事務部門	395(93)
合計	2,642(1,577)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄の()は、外書で臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

(3) 労働組合の状況

提出会社は、1972年10月1日に労働組合を結成し、相互BML労働組合と称しております。なお、労使関係は安定し、円満に推移しております。

連結子会社の中に労働組合を結成している会社はありませんが、労使関係は安定し、円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

①提出会社

当事業年度				
管理職に占める 女性労働者の 割合(%) (注1)	男性労働者の 育児休業 取得率(%) (注2)	労働者の男女の 賃金の差異(%) (注1)		
		全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者
12.8	88.9	69.2	75.9	88.0

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

②連結子会社

当事業年度								
名称	管理職に 占める 女性労働者 の割合(%) (注1)	男性労働者の 育児休業取得率(%)				労働者の男女の 賃金の差異(%) (注1)		
		全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者		全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者
(株)ジャパンクリニカルサービス	8.1	71.4	—	—	(注2)	70.2	89.2	73.6
(株)第一岸本臨床検査センター	2.9	—	100.0	該当無し	(注1)	73.8	79.0	67.1
(株)協同医学研究所	25.0	—	33.3	該当無し	(注1)	65.0	89.1	81.1
(株)BMLフード・サイエンス	25.8	—	62.5	該当無し	(注1)	59.5	72.2	45.2
(株)岡山医学検査センター	24.0	—	75.0	該当無し	(注1)	72.1	84.5	87.0
(株)ピーシーエルジャパン	20.0	—	50.0	該当無し	(注1)	79.1	91.9	66.6
(株)リンテック	11.1	—	100.0	該当無し	(注1)	65.5	77.4	78.2
(株)BMLメディカルワークス	37.5	—	該当無し	該当無し	(注1)	79.2	70.6	89.4
(株)盛岡臨床検査センター	33.3	—	該当無し	0.0	(注1)	88.2	95.1	90.7
微研(株)	0.0	—	該当無し	該当無し	(注1)	75.7	93.6	82.7

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

（1）経営の基本方針

当社は設立以来、迅速で精度の高い検査を提供してまいりました。またその検査領域は、一般検査から特殊検査まで4,000項目以上に及んでおります。これは、「豊かな健康文化を創造する」との基本方針のもと、市場ニーズのキャッチ、先端技術の導入そして精度管理を積極的に推進してきた結果であります。

当社グループは今後も、臨床検査事業をメインに、この分野における「品質と生産性向上への弛まぬ挑戦」を続けることにより、持続的成長とさらなる企業価値の向上に努めてまいります。

特に昨今、医療制度改革が急速に進展する中で、「医療の効率化」や「質の向上」が強く求められており、当社を取り巻く経営環境も大きく変化しております。こうした環境の変化に柔軟かつスピード感のある対応を図るとともに、潮流を的確に捉えたシステム、サービスの提供により、医療のIT化に貢献する企業を目指してまいります。

また、ISO9001および臨床検査室に特化したマネジメントシステムである「ISO15189」を取得し品質の向上を図ることで顧客満足度を高めてまいります。さらに企業の社会的責任の観点から、ISO14001の取得をグループ全体に拡大することにより環境保全にも積極的に取り組んでまいりたいと考えます。

（2）目標とする経営指標

連結売上高営業利益率 …………… 8.5%以上

連結自己資本利益率 …………… 8.0%以上

（3）中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

2024年度から第9次中期経営計画（2024～2028年度）がスタートします。この第9次中期経営計画では、グループビジョンの実現に向けて「さらなる品質」「ソリューション」および「相互の発展」をキーコンセプトとし、「10年先を見据えた事業拡大を確固たるものにする」ことを目標に、事業の成長を維持しつつ集中投資による事業基盤の大幅な拡充も同時並行で進めてまいります。

具体的には、「次世代ラボ構築」を核として「売上・シェア拡大」「収益性向上」「事業ポートフォリオ最適化」「サービスレベル強化」「標準化推進」「高機能検査開発」の6つの基本戦略フレームワークに基づき計画を推進します。

「次世代ラボ構築」においては、現在BML総合研究所6期棟をはじめピーシーエルジャパン新東京ラボ、BMLフード・サイエンス新棟の次世代ラボを建設中です。これにより今後10年先まで持続可能な検査能力の拡大を実現します。

「売上・シェア拡大」においては、営業リソースをマーケットに応じ適正に配備するとともに本部ソリューション機能を強化し、お客様の課題解決に取り組むことにより取引の拡大を推進します。また、新たな検査項目・機能を拡充することでお客様のニーズに対応する体制を整備します。

「収益性向上」においては、当社の品質・サービスレベルの認知度を上げ、その価値に応じた価格設定を行い収益の改善を進めます。また、検体の集荷と結果報告・請求業務のプロセスを抜本的に見直すことで、業務コストの大幅な削減を推進します。さらに、次世代ラボの完成に伴い検査工程の効率化を進め、検査コストについても削減します。

「事業ポートフォリオ最適化」においては、臨床検査事業・食品衛生事業・医療情報システム事業のそれぞれの売上拡大を図りつつ、特に臨床検査事業について上記のとおりコスト削減を進め大幅な収益改善を行うことで、バランスのよいポートフォリオ別収益の向上を目指します。

「サービスレベル強化」においては、結果報告にスピードが求められる細菌検査・病理細胞診検査の地方分散を進めサービス向上を図ります。また、検査・電子カルテの各コールセンター機能を増強しお客様の相談や要望への対応レベルを向上させます。さらに、電子カルテを利用されるお客様への保守・メンテナンス対応を行う人員を増員し、サポート体制を強化します。

「標準化推進」においては、全国の自社ラボを規模別に分類し、ラボの規模に合わせた標準機器の選定・配備を進めるとともに統一された標準作業手順書を整備します。これにより検査業務の標準化を進め品質の向上を図ります。

「高機能検査開発」においては、先進的ゲノム解析デバイスの導入やバイオ企業・大学および研究機関との連携を強化することで、各種ゲノム検査等の高機能検査開発を進めます。

また、当社では第8次中期経営計画から「顧客体験価値の向上」×「業務効率化」をDXとして定義づけてDXソリューションに取り組んでいます。すでにDigital Reporting System(DRS)、電子カルテ等で診療をサポートする機能を提供していますが、今後も顧客の業務効率向上に資する機能の強化を図るとともに、新たなIT製品ラインアップも充実させてまいります。このため今後10年間にわたり約100億円のDX推進投資を計画しています。また、デジタル人財育成においては従業員の各種資格取得を進めていますが、今後資格取得支援を充実させるとともに高度DX人財を採用・育成してまいります。

さらに、第9次中期経営計画ではESGへの取り組みを強化してまいります。

「環境」においては、気候変動への対応を優先度の高い課題として認識し、IEA(国際エネルギー機関)が公表している気候変動シナリオを参照のうえ、2050年時点における気候変動の影響を分析しています。なお、地球温暖化の急速な進行に対して抜本的なシステム移行を含めた厳しい対策が必要であるとの認識に基づき、1.5～2℃/4℃シナリオを選択しています。これに基づきCO2排出削減をはじめ環境に関するKPIを設定し、その計画に基づいて活動を進めてまいります。

「社会」においては、人財開発・活用のため研修体制の充実を図るとともに、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの推進として、女性職員のキャリア形成を目的とした各種施策を実施してまいります。さらに、従業員とその家族の健康保持・増進を目的とした健康で働きやすい職場環境の構築にも取り組んでまいります。これらにつきましても、それぞれの項目にKPIを設定し、その計画に基づいて活動を進めてまいります。

「ガバナンス」においては、コーポレートガバナンス・コードや議決権行使助言方針を念頭に、取締役のダイバーシティ、監督・執行体制強化や内部統制レベルの強化を進めます。また、投資家説明会やIR活動をより積極的に行い投資家とのコミュニケーションを強化し相互理解を深めてまいります。

資本コストや株価を意識した経営の推進については、自社の資本コストとROEを正しく認識し改善を進めてまいります。具体的には、潤沢な資金を上記のとおり次世代ラボ構築やDX等の成長投資に振り向け、その果実としての収益向上を確実なものとしします。一方、株主還元については従来の安定配当を継続しつつ還元性向をより充実させることで、投資と還元の適正化に取り組みます。これにより、資本コストを大きく上回るROE8.0%以上を達成します。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

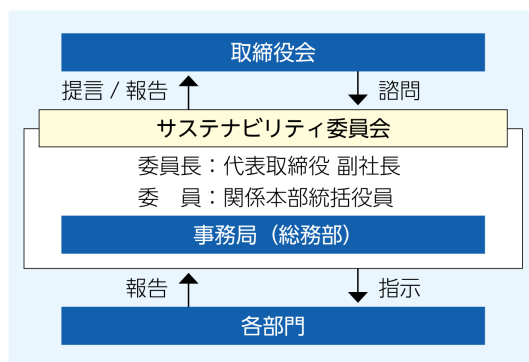
当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取り組みは、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、実際の結果とは様々な要因により異なる可能性があります。

(1) ガバナンス

BMLグループでは、代表取締役副社長を委員長とするサステナビリティ委員会を設置し、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを行っています。サステナビリティ委員会は、当社グループ全体のサステナビリティの推進を目的としており、サステナビリティに関する方向性や計画等を討議・決定する機関です。委員会を四半期に1回開催して定期的に方向性の討議や活動の評価等を議論し、取締役会へ報告しています。また、必要に応じて、体制整備や推進計画の更新を行います。委員会メンバーは関係する本部の役員、部長で構成しており、事務局は総務部が担っています。

＜サステナビリティ推進体制図＞

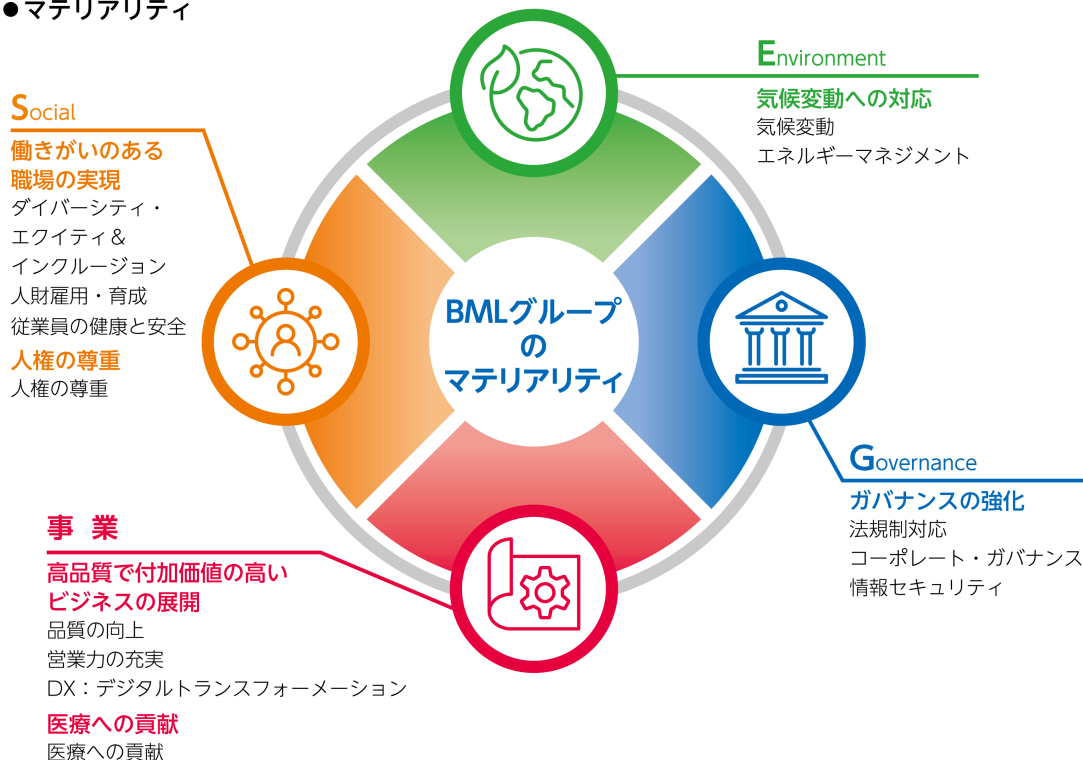


(2) 戦略

BMLグループでは社会とともに持続可能な成長を遂げるため、6分類13個の重要課題(マテリアリティ)を特定いたしました。なお、それぞれの課題に対しては目標を設定しております。また、事業を通じてこれらの社会課題の解決に取り組むことで、企業価値の向上とSDGs達成への寄与、持続可能な社会の構築に貢献してまいります。

＜マテリアリティ＞

●マテリアリティ



(3) リスク管理

サステナビリティ委員会では、気候変動への対応を優先度の高い課題として認識し、気候変動のシナリオ分析(リスク・機会)を実施しています。なお、シナリオ分析に際しては、地球温暖化の急速な進行に対して、抜本的なシステム移行を含めた厳しい対策が必要であるとの認識より、1.5～2℃/4℃シナリオを選択しています。各部門との議論を通じてリスクの洗い出しを実施し、リスクのうち財務的影響と発生可能性から特に経営に大きな影響を与えるものを重要リスクとして識別し、気候変動に関するリスク・機会や目標とその進捗状況について議論し取締役会へ報告しています。

<気候変動リスク・機会>

特定した 重要リスク・機会				顕在化しうる 時間軸		影響度		潜在的な影響		想定される対応策の例		
								1.5℃～2℃シナリオ	4℃シナリオ			
移行リスク・機会	炭素価格・各国の炭素排出目標／政策	炭素税	中期	小	【リスク】・事業活動から排出されるCO ₂ に炭素税が課税された場合、最大で年間約1億円のコスト増加(2050年の炭素価格250ドル/t-CO ₂ と想定) 【機会】・検査プロセスの低炭素化による販売機会の拡大 ・輸送車のEV転換による炭素税コストの減少				(影響は軽微と想定)		・金銭的インバントは大きくないものの脱炭素社会に適応し、機会に変えていく ・税制優遇や排出権取引等の制度を活用し、低炭素化を推進する	
		電気代	中期	中	【リスク】・電力小売単価の上昇による検査原価等のコスト増加				【機会】・電力小売単価の低下による検査原価等のコスト削減		・1.5～2℃シナリオにおけるコスト増は吸収可能な範囲であり、影響は小さいが引き続きエネルギー効率改善に努める ・照明器具のLED化や太陽光パネルの導入により消費電力を削減、自己充電能力を強化する	
		再生エネルギー調達コスト	中期	中	【リスク】・再エネ設備導入・グリーン電力購入等の対応によるコスト増加				【リスク】・一定の再エネ化によるコスト増加(1.5～2℃シナリオと比較して軽微)		・脱化石燃料化(ガス含む)に関してあらゆる選択肢を検討していく	
		プラスチック税	中期	中	【リスク】・プラスチック課税によるコスト増加 【機会】・バイオマス由来容器や低炭素ガラス容器等の導入による販売機会の拡大				(プラスチック課税は適応されないと想定)		・プラスチック使用量の削減や廃棄物のリサイクル、非プラスチック製品の活用、サプライヤーとの協働などあらゆる選択肢を検討していく	
	技術の普及	既存設備の切替コスト	中期	中	【リスク】・輸送車のEV転換と充電設備の導入によって、年間約4億円のコスト増加 ・省エネ・再エネ設備の導入等によるコスト増加 【機会】・低炭素物流網や省エネ・再エネ設備導入によって環境の面で顧客からの評価向上				【リスク】・一定のEV転換によって、年間約2億円のコスト増加(1.5～2℃シナリオと比較して軽微)		・公的補助金を活用し、集配車両の入替、低炭素設備の導入をする ・集配ルートの最適化、車両台数の削減等により検体輸送を効率化する	
		顧客企業からの評判変化	長期	中	【リスク】・顧客企業の環境配慮に対する想定以上のニーズの高まりに対応できなかった場合、環境対応が遅れている企業と見なされて受注が減少する 【機会】・顧客企業の環境配慮に対する需要の高まりに適切に対応することで環境対応の進んでいる企業と認識されて受注が増加する				(影響は軽微と想定)		・適切な情報開示・対話を継続していく	
	評判	投資家からの評判変化	長期	中	【リスク】・ダイベストメントの動向が加速し、環境経営を実践していない企業への風当たりが強くなり、資金調達コスト、開示・エンゲイジメントコストが増加する 【機会】・環境経営を実践することでサステナブルファイナンスが可能となり、低金利での資金調達につながる				(影響は軽微と想定)		・適切な情報開示・対話を継続していく	
	物理的リスク・機会	降水・気象パターンの変化	水不足	中期	中	【リスク】・水不足に伴うラボの検査停止・遅延による信用低下と販売機会損失(4℃シナリオと比較して軽微) ・水の調達コストの増加(4℃シナリオと比較して軽微) 【機会】・ドライ検査の導入による競争力強化と水使用コストの減少(4℃シナリオと比較して軽微)				【リスク】・水不足に伴うラボの検査停止・遅延による信用低下と販売機会損失 ・水の調達コストの増加 【機会】・ドライ検査の導入による競争力強化と水使用コストの減少		・各拠点の水リスク評価を実施する ・排水の再利用で水使用量を削減する ・純水装置の貯水タンクの大型化にかかる投資を行う
			気象の変化	中期	中	【リスク】・気象の変化や災害発生に伴う物流ルートの途絶、検体の配送遅延・停止、ラボの検査停止・遅延による販売機会損失(4℃シナリオと比較して軽微) ・災害対策コストの増加(4℃シナリオと比較して軽微) 【機会】・災害対応を通じた競争力とステークホルダーからの評価の向上(4℃シナリオと比較して軽微)				【リスク】・気象の変化や災害発生に伴う物流ルートの途絶、検体の配送遅延・停止、ラボの検査停止・遅延による販売機会損失・災害対策コストの増加 【機会】・災害対応を通じた競争力とステークホルダーからの評価の向上		ロードヒーティングや無停電装置の導入等を通じ、気象パターンの変化に対するレジリエンスを強化する
平均気温の上昇		空調負荷	長期	中	【リスク】・検体の輸送・保管時の温度管理コスト、空調機器への設備投資・修繕コストの増加(約2億円) ・検査不能リスク上昇、検査精度低下による販売機会の縮小				【リスク】・検体の輸送・保管時の温度管理コスト、空調機器への設備投資・修繕コストの増加(約5億円) ・検査不能リスク上昇、検査精度低下による販売機会の縮小		・コストは吸収可能な範囲であり、影響度は小さいが引き続きエネルギー効率改善に努める ・高効率熱源機器設備の導入により、負荷削減に取り組む ・検査室内の温度管理強化、高気温を想定した検査機器選定を進める	
		各種検査需要	中期	中	【リスク】・気温の上昇に伴う、人流の減少と受診控えの増加(4℃シナリオと比較して軽微) ・新規検査への対策コストの増加 【機会】・感染症・食中毒患者数増加に伴う新規検査・食品検査需要の対応による販売機会の拡大(4℃シナリオと比較して軽微)				【リスク】・気温の上昇に伴う、人流の減少と受診控えの増加 ・新規検査への対策コストの増加 【機会】・感染症・食中毒患者数増加に伴う新規検査・食品検査需要の対応による販売機会の拡大		・気温上昇に関連した感染症市場への対応を強化する	
		労働環境の変化	短期	小	【リスク】・職員の健康管理コストの増加(4℃シナリオと比較して軽微)				【リスク】・職員の健康管理コストの増加		・高気温に対応可能な労働環境を整備する	
海面上昇		海面の上昇	長期	小	(影響は軽微と想定)				【リスク】・港湾被害による輸送遅延や沿岸拠点での損害・検体の供給遅延が発生する ・水害対策に伴うラボ・事務所移転のコストが増加する		・BCPの観点から物流網・拠点強靱化、最適化を引き続き検討していく	

特定した 重要リスク・機会			顕在化 しうる 時間軸	影響 度	潜在的な影響		想定される対応策の例
					1.5℃～2℃シナリオ	4℃シナリオ	
物理的 リスク・機会	異常気象の 激甚化	落雷	長期	小	【リスク】・落雷による電力・物流等のインフラの停滞影響 (4℃シナリオと比較して軽微) ・ラボの落雷被害に伴う機器修繕費、再検査コストの 増加(0.1億円弱)	【リスク】・落雷による電力・物流等のイン フラの停滞影響 ・ラボの落雷被害に伴う機器修 繕費、再検査コストの増加 (約0.1億円)	・落雷や停電を想定し拠点のレジリエン スを強化する
		洪水 による 被害	長期	大	【リスク】・風水害による一定の販売機会の損失、顧客からの信用低下、在庫確保・物流にかかるコスト、検査員等の 人員調達コストの増加 ・検査ラボへの浸水による機器等の損害や検査ライン停 止、サプライヤー拠点の被災による逸失利益(約7億円) 【機会】・集配・搬送機能やラボ機能等のBCP強化による市場 競争力の向上、新規取引の創出 ・在庫調整等を通じたサプライヤーとの関係強化	【リスク】・風水害に伴う機体の配送遅延 等による販売機会の損失、顧 客からの信用低下、在庫確保・ 物流にかかるコスト、検査員等 の人員調達コストの増加 ・検査ラボへの浸水による機器等 の損害や検査ライン停止、サブ ライヤー拠点の被災による逸失 利益(約12億円) 【機会】・集配・搬送機能やラボ機能等の BCP強化による市場競争力の 向上、新規取引の創出 ・在庫調整等を通じたサプ ライヤーとの関係強化	・BCPの観点から物流網・拠点強 化、最適化を引き続き検討していく ・緊急事態を想定した人員確保体制の 構築とサプライヤーとの連携を強化 する
		保険料	短期	小	【リスク】・拠点の被災リスクに応じた保険料の増加(約0.1億円)	【リスク】・拠点の被災リスクに応じた保 険料の増加(約0.2億円)	・コストは吸収可能な範囲であり、 影響度は小さい

(4) 指標及び目標

BMLグループでは気候変動への対応として、2030年のGHG排出量(Scope1, 2)を2021年度比25%削減する中期目標を設定いたしました。BMLグループのCO2排出量は、以下のとおりです。また、Scope3についても重要な指標であるとの認識より、今後開示と目標設定に向けて取り組んでまいります。

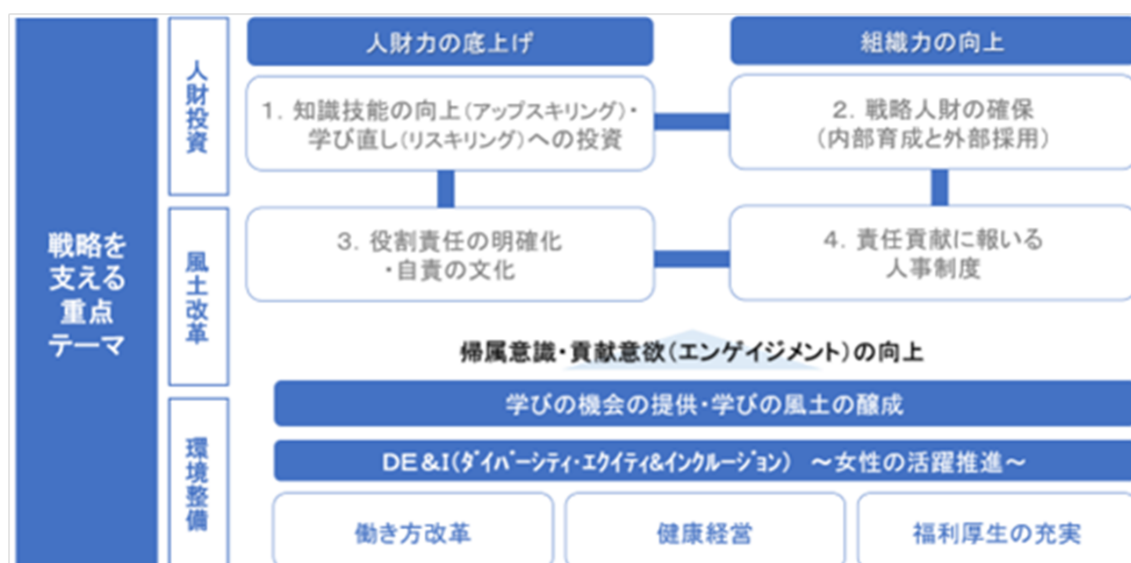
【BMLグループのGHG排出量 (t-CO₂)】

	2021年度	2022年度	2023年度
Scope1	12,797	13,007	13,157
Scope2	18,271	19,182	17,231
合計	31,069	32,190	30,388

(5) 人的資本に関する「戦略」および「指標・目標」

①戦略

当社は、「働きやすく・働きがいのある職場の実現」と「活気あふれる人財と組織の実現」に向けて、人財への投資と組織風土の改革および職場環境の整備に取り組んでいます。



a. 人財投資および風土改革

経営戦略の実現に向け、当社の成長を支える戦略分野に必要な人財像を具体的に定義し、その人財が活躍するフィールドに相応しい人事制度を導入（2023年4月）したうえで、社外から積極的な採用を行っています。

また、組織の持続的な成長を実現するため、全従業員に対してアップスキリングやリスキリングを推奨し自律的な成長を促すとともに、職位に応じた役割責任を理解させることで、組織力の底上げに取り組んでいます。具体的には、アップスキリングやリスキリングに関しては、①学ぶ意欲を有する従業員に外部学習コンテンツ費用の70%補助、②月4回のe-Learning研修の実施、③取得奨励資格の拡充、④ITリテラシー向上を目的とした全社的な関連資格の取得奨励等を行っています。また、役割責任の理解に関しては、⑤人事制度における役割等級毎の責任を明確に定義し直し、社内教育やOJTを通じて全従業員に浸透させるとともに、⑥人事考課と直結させることで自責の文化を醸成し、役割認識を高め、組織力向上につなげています。

b. 環境整備

職場環境においては、女性を中心とした多様な人財の活躍に積極的に取り組んでいます。働きやすい職場環境の整備に積極的に取り組み、誰もが公正かつ公平に働くことができる職場づくりに努めています。具体的には、①ワークライフバランス活動による時間外労働の削減、②時間単位有給休暇制度や積立有給休暇制度等様々な休暇制度を充実させています（図1）。特に、女性従業員に対しては、③キャリアデザイン研修や④管理職登用のための選抜研修の機会を用意し、キャリアアップの意識付けを行っています。そのうえで、⑤各本部の責任者と人事部によりサクセッションプランを策定し、計画的な人財育成を通じて女性人財の登用を進めています（図2）。

また、従業員が健康で「いきいき」と働けるようにするため、健康意識の増進に向けた施策を展開しています。具体的には、①健康アプリの導入、②睡眠に関する認識を深める定期通信の配信、③女性特有疾病研修や④ビジネススクアラー研修の実施、⑤労働安全体制の強化等に取り組んでいます。

労働時間の削減や年次有給休暇および男性育児休業の取得率の改善を図り（図3）、働き甲斐とともに働きやすさを追求していくことで、従業員のエンゲージメントを高め、「活気ある人財と組織」を実現してまいります。

(図1)



(図2)



(図3)



②指標・目標

人的資本に関する主な指標と目標は以下のとおりです。

人財KPI		目標	達成年度	主な取組み
ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン	女性管理職比率	18%	2028年度	・女性職員向けポジティブアクション ・毎期女性管理職登用25%以上
	育児休業後の復職率	100%	毎年	・休職者フォロー ・復職者面談、キャリアセミナー
	男女別育児休業取得率	女 100% 男 80%	2028年度	・男性育児取得推奨 ・管理職教育
人財雇用・育成	平均教育研修時間(年)	15時間 (管理職25時間)	2027年度	・階層別研修
	研修受講率	100%	2027年度	・未受講者フォロー
職員の健康と安全	有給休暇取得日数	12.0日	2025年度	・連続5日間有給取得の奨励 ・時間単位有給休暇制度の導入
	定期健康診断受診率	100%	毎年	・産業医、看護師による定期的なフォロー
	ストレスチェック受検率	80%	2025年度	・健康状態、ストレス状況把握の必要性を繰り返し発信し、部門単位で受検を継続奨励

3 【事業等のリスク】

当価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状況、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりです。なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 当業界に対する法的規制等に関するリスク

当社グループのメインビジネスである臨床検査事業は、「臨床検査技師等に関する法律」により、衛生検査所の開設およびその設備、並びに管理組織等において規制の対象となっております。今後この法律の変更や規制強化等が実施された場合には、その遵守のため当社グループの活動の制限やコスト増加につながる可能性があります。

(2) 保険点数の改定による価格下落リスク

当社グループのメインビジネスである臨床検査事業は、大部分の検査項目について検査項目毎に診療報酬の基礎となる保険点数が定められております。この保険点数は、「健康保険法」の規定により厚生労働省が2年毎に改定することが慣例となっております。国民医療費の抑制策として、こうした診療報酬体系の変更や医療機関に対する料率引下げが実施された場合、当社グループの受託価格への影響から、業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 品質管理に伴うリスク

当社グループのメインビジネスである臨床検査事業は精度管理が極めて重要であるため、米国CAP(米国臨床病理医薬会)の認定施設としてサーベイプログラムを運用している他、ISO15189の認証を取得して厳格な精度管理体制を敷いています。しかしながら、不測の事態により検査精度が損なわれるなどの可能性があります。こうした状況で賠償請求を受ける事態が生じた場合、当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 事業戦略上のリスク

当社グループは、医療IT化のインフラである電子カルテの開発・販売等その事業確立のための投資を行っています。電子カルテを取り巻く環境の変化に当社の戦略が功を奏さずその投資が期待されるリターンをもたらさなかった場合、当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 情報漏洩リスク

当社グループは、大量の患者個人情報およびその検査データを保有しておりますが、そのセキュリティを確保し、安心して信頼性の高い情報を利用いただくことが医療情報サービス企業としての責務と考え、情報システムセキュリティの制度であるISO27001および個人情報の適切な取扱いを整備するプライバシーマークの認証を取得しております。しかしながら、昨今の企業情報漏洩につながるサイバー攻撃等の犯罪の増加と悪質化のため、こうした個人情報が流出するなどの不測の事態が生じた場合は、企業の信用失墜および患者個人のプライバシーが侵害され、社会的制裁を受けることによる業績の悪化と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 自然災害および気候変動等に起因するリスク

当社グループのラボが地震、風水害、津波、大雪等の自然災害により検査ができなくなる可能性があります。このような場合に備え、当社では基幹ラボである埼玉県川越市の総合研究所(以下総研)の洪水、地震対策を進め、強靱化対策を図るとともに、各メインラボと総研が連携し、災害が発生しても総研で検査を継続実施できる体制を構築中です。

(7) 検査コストの上昇リスク

当社グループのメインビジネスである臨床検査事業で使用する検査機器、検査試薬および容器等の調達において、仕入先からの価格の値上げによる検査コストの上昇を適正な受託価格に十分に転嫁できない結果、弊社の収益性に影響を及ぼす可能性があります。

以上のリスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクが顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与える影響につきましては、不確実性を含むことから予見することが困難であるため記載しておりません。なお、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況、その他経営に重要な影響を及ぼす事象について、当社グループは「リスクマネジメント基本規程」および「リスクマネジメント推進規程」を定め、その基本方針に基づき代表取締役社長を最高責任者としてリスクマネジメント推進体制を整え管理を行っております。

基本方針に謳うリスクマネジメントの目的は「リスクを未然に防ぐこと」ですが、万が一危機が発生した場合は、「危機管理委員会規程」に則り組織横断的な危機管理委員会を開催して事態を沈静化させ、原因調査、対策の立案と実施、再発防止策の策定と実施を行います。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

①財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における我が国経済の先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって緩やかな回復が続くことが期待されます。しかしながら、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっています。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

このような経済環境のもと受託臨床検査業界におきましては、2023年5月に新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に移行した影響で、新型コロナウイルス関連検査の需要が減少しました。また、原材料費やエネルギーコスト等の高騰に加えて、業者間競争が続いていることから事業環境としては引き続き厳しい状況にあります。

こうした中で、当連結会計年度の業績は、売上高137,964百万円（前期比13.5%減）、営業利益9,167百万円（前期比61.7%減）、経常利益9,605百万円（前期比60.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益6,034百万円（前期比61.3%減）となりました。当社グループにおきましては、既存検査の受託数・売上高は増加したものの、新型コロナウイルス関連の検査数が減少したことで売上高は減収となりました。また、利益につきましては、新型コロナウイルス関連の減収に加えて各種コストの上昇の影響もあり減益となりました。

以下に事業別の概況をご報告いたします。

臨床検査事業につきましては、新規獲得を図るとともに、既存ユーザーに対する新規検査項目・独自検査項目・重点検査項目拡販等の深耕営業を実施することで業績の拡大を図りました。しかしながら、新型コロナウイルス関連の検査数が減少した影響が大きく、臨床検査事業の売上高は前期比14.4%の減収となりました。

食品衛生事業につきましては、社会経済活動が回復していることで、新型コロナウイルス流行前の環境に戻りつつあります。このような中、食品コンサルティングで店舗点検の受託数が堅調に推移したことで、売上高は前期比4.7%の増収となりました。

以上の結果、検査事業の売上高は前期比13.8%の減収となりました。

医療情報システム事業につきましては、オンプレミス型電子カルテを一定数販売できているものの、2023年9月にオンライン資格確認の補助金申請期間の終了に伴い導入数が減少したことや、クラウド型電子カルテの販売を一時停止している影響もあり、前期比10.1%の減収となりました。なお、クラウド型電子カルテについては、販売の再開に向けて準備を進めております。

その他事業につきましては、治験実施医療機関支援（SMO）業務で睡眠障害の大型案件への対応や症例獲得数が増加しました。また、調剤薬局事業で診療報酬（薬価）引き下げの影響はあるものの、発熱外来増加による処方箋枚数の増加や新型コロナウイルス治療薬の処方が増加しました。これらにより、前期比6.6%の増収となりました。

②キャッシュ・フローの状況

当期末における現金及び現金同等物の残高は、前期末に比べ12,421百万円減少し、70,338百万円となりました。各活動区分別のキャッシュ・フローの状況及び主な増減要因は、以下のとおりです。

営業活動によるキャッシュ・フローは、14,446百万円の資金収入（前期比2,703百万円収入増）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益が14,660百万円収入減となった一方、法人税等の支払額が15,601百万円の支出減となったことなどによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、21,137百万円の資金支出（前期比13,510百万円支出増）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出が14,450百万円増加したことなどによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは、5,733百万円の資金支出（前期比3,981百万円支出減）となりました。これは主に、連結範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出（前期2,100百万円）、及び自己株式の取得による支出（前期1,000百万円）が当期はなかったこと、配当金の支払額が1,064百万円の支出減となったことなどによるものです。

③生産、受注及び販売の状況

a. 生産実績

当連結会計年度における生産実績を検査区分別に示すと、次のとおりであります。

検査区分		当連結会計年度	
		生産実績(百万円)	前年同期比増減(%)
検査事業	臨床検査事業		
	生化学的検査	52,822	4.1
	血液学的検査	11,070	4.0
	免疫学的検査	26,674	3.9
	微生物学的検査	6,896	9.4
	病理学的検査	9,518	5.1
	その他検査	19,475	△56.9
	(臨床検査事業計)	126,458	△14.3
	食品衛生事業	5,015	5.0
	検査事業小計	131,474	△13.7
医療情報システム事業		4,861	△10.1
その他事業		1,610	4.8
合計		137,945	△13.4

(注) 金額は販売価額にて算出しており、消費税等は含まれておりません。

b. 受注状況

検査の受託から報告までの所要日数が極めて短いため、常に受注残高は僅少であり、期中の受注高と販売実績とがほぼ対応するため記載を省略しております。

c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績を検査区分別に示すと、次のとおりであります。

検査区分		当連結会計年度	
		販売実績(百万円)	前年同期比増減(%)
検査事業	臨床検査事業		
	生化学的検査	52,802	3.9
	血液学的検査	11,066	3.9
	免疫学的検査	26,665	3.8
	微生物学的検査	6,892	9.2
	病理学的検査	9,514	4.9
	その他検査	19,512	△56.8
	(臨床検査事業計)	126,454	△14.4
	食品衛生事業	5,019	4.7
	検査事業小計	131,473	△13.8
医療情報システム事業		4,874	△10.1
その他事業		1,616	6.6
合計		137,964	△13.5

(注) 1. 金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 総販売実績に対する売上の割合が10%以上の相手先はありません。

(検査事業における名称の変更)

当連結会計年度の期首より、ステークホルダーに対し解りやすい名称を使用することを目的として、従来「食品検査事業」としておりました名称を「食品衛生事業」に変更しております。

この変更は名称の変更であり、生産、受注及び販売の状況に与える影響はありません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

①財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりであります。

a. 売上高

売上高は前連結会計年度に比べ、21,498百万円減少（13.5%減）の137,964百万円となりました。

以下に事業別の概況をご報告いたします。

臨床検査事業につきましては、新規獲得を図るとともに、既存ユーザーに対する新規検査項目、独自検査項目、重点検査項目拡販等の深耕営業を実施することで、業績の拡大を図りました。しかしながら、新型コロナウイルス関連の検査数が減少した影響が大きく、臨床検査事業の売上高は前期比14.4%の減収となりました。

食品衛生事業につきましては、社会経済活動が回復していることで、新型コロナウイルス流行前の環境に戻りつつあります。このような中、食品コンサルティングで店舗点検の受託数が堅調に推移したことで、売上高は前期比4.7%の増収となりました。

以上の結果、検査事業の売上高は前期比13.8%の減収となりました。

医療情報システム事業につきましては、オンプレミス型電子カルテを一定数販売できているものの、2023年9月にオンライン資格確認の補助金申請期間の終了に伴い導入数が減少したことや、クラウド型電子カルテの販売を一時停止している影響もあり、前期比10.1%の減収となりました。なお、クラウド型電子カルテについては、販売の再開に向けて準備を進めております。

その他事業につきましては、治験実施医療機関支援（SMO）業務で睡眠障害の大型案件への対応や症例獲得数が増加しました。また、調剤薬局事業で診療報酬（薬価）引き下げの影響はあるものの、発熱外来増加による処方箋枚数の増加や新型コロナウイルス治療薬の処方が増加しました。これらにより、前期比6.6%の増収となりました。

b. 売上原価、販売費及び一般管理費

売上原価は前連結会計年度に比べ、5,680百万円減少の92,335百万円となりました。売上原価率は前連結会計年度と比べ5.4%増加の66.9%となりました。

販売費及び一般管理費は前連結会計年度に比べ1,048百万円減少の36,461百万円となりました。販売費及び一般管理費率は前連結会計年度と比べ3.0%増加の26.5%となりました。

c. 流動資産

当連結会計年度末における流動資産の残高は107,977百万円（前連結会計年度末122,877百万円）となり、14,899百万円減少しました。これは主に、現金及び預金が12,407百万円減少したことなどによるものです。

d. 固定資産

当連結会計年度末における固定資産の残高は63,014百万円（前連結会計年度末46,066百万円）となり、16,947百万円増加しました。これは主に、建物及び構築物が2,792百万円、土地が3,577百万円、建設仮勘定9,611百万円、それぞれ増加したことなどによるものです。

e. 負債

当連結会計年度末における負債の残高は40,851百万円（前連結会計年度末42,192百万円）となり、1,341百万円減少しました。これは主に、支払手形及び買掛金が1,363百万円減少したことなどによるものです。

f. 純資産

当連結会計年度末における純資産の残高は130,140百万円（前連結会計年度末126,751百万円）となり、3,388百万円増加しました。これは主に、利益剰余金が1,351百万円、退職給付に係る調整累計額が1,051百万円、それぞれ増加したことなどによるものです。

②キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性にかかる情報

当社グループの当連結会計年度のキャッシュ・フロー及び資本の財源及び資金の流動性については、以下のとおりであります。

g. キャッシュ・フロー

当期末における現金及び現金同等物の残高は、前期末に比べ12,421百万円減少し、70,338百万円となりました。各活動区分別のキャッシュ・フローの状況及び主な増減要因は、以下のとおりです。

営業活動によるキャッシュ・フローは、14,446百万円の資金収入（前期比2,703百万円収入増）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益が14,660百万円収入減となった一方、法人税等の支払額が15,601百万円の支出減となったことなどによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、21,137百万円の資金支出（前期比13,510百万円支出増）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出が14,450百万円増加したことなどによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは、5,733百万円の資金支出（前期比3,981百万円支出減）となりました。これは主に、連結範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出（前期2,100百万円）、及び自己株式の取得による支出（前期1,000百万円）が当期はなかったこと、配当金の支払額が1,064百万円の支出減となったことなどによるものです。

h. 資金需要

当社グループの運転資金需要のうち主たるものは、当社グループが検査を行うために使用する試薬及び容器の購入の他、製造活動及び一般管理活動に伴う人件費並びに経費等の営業費用によるものであります。

i. 財務政策

当社グループは、現在運転資金については営業キャッシュ・フローで賄うことを目標としております。借入れによる資金調達に関しましては、運転資金について期限一年以内の短期借入金で調達することが一般的であります。生産設備などで資金に不足が生じた場合には原則として長期借入金で賄うこととしております。

当社グループは、その健全な財政状態、営業活動によりキャッシュ・フローを生み出すことにより、借入金に関しては設備投資資金充当後の余剰資金を順次返済に充てて借入金残高を減少させることにしております。

③重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、重要な会計方針等については「第5経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」において記載しております。

5 【経営上の重要な契約等】

重要性が乏しいと考えられることから、記載を省略しております。

6 【研究開発活動】

当社グループにおきましては、検査事業において、臨床検査の検査技術に係る研究開発活動を提出会社及び一部の連結子会社において集中的に行っております。その活動内容は次のとおりであります。

当連結会計年度の研究開発活動の成果として、次の3つの項目が挙げられます。

まず、皮膚や関節、血管などの結合組織に様々な症状を示す遺伝性結合組織疾患(HCTD)のNGSパネル解析による検査を2023年5月から受託開始しました。この検査は、信州大学医学部附属病院遺伝子医療研究センター(古庄知己センター長)との技術連携で行われ、遺伝学的検査(D006-4)として8,000点もしくは5,000点の保険適用が可能です。

次に、先天性難聴の新たな検査として症候群性難聴のアッシャー症候群と鰓耳腎症候群のNGSパネル解析を2024年3月から受託開始しました。これらの検査は、信州大学医学部人工聴覚器学講座(宇佐美真一特任教授)との技術連携で行われ、遺伝学的検査としてともに5,000点の保険適用が可能です。

最後に、これまでの家族性高コレステロール血症(FH)の遺伝子検査に加え、無 β リポタンパク血症、家族性低 β リポタンパク血症1(ホモ接合体)、原発性高カイロミクロン血症、タンジール病を合わせた5疾患の脂質異常症NGSパネル解析を独自に開発し、2024年5月から受託開始しました。本パネル解析は、遺伝学的検査として保険収載された脂質異常症に特化し、鑑別診断に必要な20種類の遺伝子を対象に検査します。タンジール病には8,000点、他の4疾患には5,000点の保険適用が可能です。

当連結会計年度の研究開発費の総額は275百万円であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資につきましては、23,650百万円を実施しました。

このうち主なものは、川越総合研究所新棟の建設工事費、病理学的ラボ・食品衛生ラボ建設に係る建物及び土地、自動分析装置等の検査機器であります。

なお、当連結会計年度中に生産能力に重要な影響を及ぼす設備の売却、撤去等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社グループ(当社及び連結子会社)における主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2024年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	設備の種類別の帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
		建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース 資産	合計	
BML総合研究所 埼玉営業所 (埼玉県川越市)	検査設備 管理設備 営業設備	6,040	86	2,781	3,230 (34,904)	15	12,154	987 [505]
北海道地区	検査設備 営業設備	199	4	40	388 (10,849)	183	814	132 [25]
東北地区	検査設備 営業設備	23	2	82	—	277	385	96 [163]
関東地区	検査設備 営業設備	756	12	463	497 (3,547)	1,563	3,293	690 [216]
中部地区	検査設備 営業設備	181	5	68	113 (3,491)	214	584	80 [142]
東海地区	検査設備 営業設備	101	7	112	—	653	873	112 [119]
近畿地区	検査設備 営業設備	104	5	168	428 (1,014)	238	945	164 [134]
中国地区	検査設備 営業設備	61	3	31	—	195	292	39 [77]
四国地区	検査設備 営業設備	46	5	84	244 (2,085)	47	428	45 [74]
九州地区	検査設備 営業設備	29	6	65	122 (3,127)	321	544	148 [112]
本社他	管理設備 営業設備	1,539	14	75	9,326 (18,717)	—	10,955	149 [10]
計		9,083	154	3,973	14,351 (77,738)	3,709	31,272	2,642 [1,577]

(2) 国内子会社

2024年3月31日現在

会社名 (所在地)	設備の内容	設備の種類別の帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
		建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース 資産	合計	
(株)協同医学研究所 (福岡県福岡市東区)	検査設備 管理設備 営業設備	42	0	41	240 (4, 917)	227	551	60 [292]
(株)アレグロ (東京都渋谷区)	管理設備 営業設備	0	—	0	—	—	0	9 [1]
(株)ピーシーエル ジャパン (東京都杉並区)	検査設備 管理設備 営業設備	479	4	562	70 (148)	—	1, 116	224 [130]
(株)ジャパングリニ カルサービス (東京都杉並区)	管理設備 営業設備	71	—	27	199 (920)	—	298	218 [1, 334]
(株)BMLフード・ サイエンス (東京都新宿区)	検査設備 管理設備 営業設備	1, 731	—	148	202 (3, 328)	—	2, 082	235 [164]
(株)松戸メディカル ラボラトリー (千葉県松戸市)	検査設備 管理設備 営業設備	—	—	17	—	—	17	10 [8]
(株)日研医学 (福井県福井市)	検査設備 管理設備 営業設備	9	0	54	48 (893)	2	115	34 [39]
(株)オー・ピー・エ ル (大阪府茨木市)	検査設備 管理設備	64	—	39	—	398	502	80 [33]
(株)盛岡臨床検査 センター (岩手県盛岡市)	検査設備 管理設備 営業設備	98	0	86	169 (10, 311)	3	357	110 [69]
微研(株) (鹿児島県鹿児島 市)	検査設備 管理設備 営業設備	2	0	26	—	4	33	48 [57]
(株)ラボテック (長崎県佐世保市)	検査設備 管理設備 営業設備	0	—	23	—	—	24	19 [29]
(株)第一岸本臨床検 査センター(北海道 札幌市東区)	検査設備 管理設備 営業設備	819	0	408	1, 055 (196, 117)	175	2, 458	391 [357]
(株)リンテック (福岡県福岡市博多 区)	検査設備 管理設備 営業設備	109	—	47	205 (2, 491)	9	371	80 [119]

会社名 (所在地)	設備の内容	設備の種類別の帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
		建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース 資産	合計	
㈱ＱＯＬセントラル ラボラトリーズ (福岡県福岡市東区)	検査設備 管理設備	44	—	213	—	130	388	65 [33]
㈱ＢＭＬメディカル ワークス(埼玉県 川越市)	検査設備 管理設備	130	0	19	1 (8,662)	—	151	30 [157]
㈱岡山医学検査セ ンター(岡山県倉敷 市)	検査設備 管理設備 営業設備	355	0	174	272 (5,349)	3	805	214 [142]
㈱東海細胞研究所 (岐阜県岐阜市)	検査設備 管理設備 営業設備	101	—	46	104 (2,198)	—	252	44 [12]
計		4,062	5	1,938	2,568 (235,340)	954	9,529	1,871 [2,976]

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

(注) 1 上記以外に土地・建物の一部を賃借しております。年間賃借料は1,986百万円であります。賃借している土地の面積は14,772㎡であります。

2 従業員数は就業人員であり、[] は外書で臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	118,800,000
計	118,800,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2024年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2024年6月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認 可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	42,294,426	42,294,426	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数は100株 であります。
計	42,294,426	42,294,426	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

a. 会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2008年9月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 4
新株予約権の数(個) ※	3
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数(株) ※	普通株式 600
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1個当たり 200 (1株当たり 1)
新株予約権の行使期間 ※	2008年10月18日～2028年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行す る場合の株式の発行価格及び資本組入 額(円) ※	発行価格 1 資本組入額 (注)1
新株予約権の行使の条件 ※	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	(注)3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交 付に関する事項 ※	(注)4

※ 当事業年度の末日(2024年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2024年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. ①募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ②募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
2. ①新株予約権者は、2008年10月18日から2028年6月27日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

②上記①に関わらず、新株予約権者が2027年6月27日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2027年6月28日から2028年6月27日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。

③新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

3. 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的に決定される数とする。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

⑨その他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ｂ．会社法第238条および第240条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2009年9月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 8 当社執行役員 3
新株予約権の数(個) ※	4
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 800
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1個当たり 200 (1株当たり 1)
新株予約権の行使期間 ※	2009年10月15日～2029年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1 資本組入額 (注) 1
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	(注) 3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 当事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2024年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. ①募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ②募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
2. ①新株予約権者は、2009年10月15日から2029年9月30日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ②上記①に関わらず、新株予約権者が2028年9月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2028年10月1日から2029年9月30日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ③新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
3. 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的に決定される数とする。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- ⑨その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

決議年月日	2010年9月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 当社執行役員 3
新株予約権の数(個) ※	6
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 1,200
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1個当たり 200 (1株当たり 1)
新株予約権の行使期間 ※	2010年10月20日～2030年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1 資本組入額 (注) 1
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	(注) 3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 当事業年度の末日(2024年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2024年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. ①募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ②募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
2. ①新株予約権者は、2010年10月20日から2030年9月30日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ②上記①に関わらず、新株予約権者が2029年9月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2029年10月1日から2030年9月30日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ③新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
3. 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的に決定される数とする。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- ⑨その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

決議年月日	2011年9月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 当社執行役員 3
新株予約権の数(個) ※	8
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 1,600
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1個当たり 200 (1株当たり 1)
新株予約権の行使期間 ※	2011年10月19日～2031年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1 資本組入額 (注)1
新株予約権の行使の条件 ※	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	(注)3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)4

※ 当事業年度の末日(2024年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2024年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. ①募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ②募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
2. ①新株予約権者は、2011年10月19日から2031年9月30日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ②上記①に関わらず、新株予約権者が2030年9月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2030年10月1日から2031年9月30日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ③新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
3. 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的に決定される数とする。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

⑨その他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

決議年月日	2012年10月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 12 当社執行役員 3
新株予約権の数(個) ※	13
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 2,600
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1個当たり 200 (1株当たり 1)
新株予約権の行使期間 ※	2012年11月17日～2032年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1 資本組入額 (注) 1
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	(注) 3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 当事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2024年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. ①募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

②募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

2. ①新株予約権者は、2012年11月17日から2032年10月31日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ②上記①に関わらず、新株予約権者が2031年10月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2031年11月1日から2032年10月31日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ③新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
3. 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的に決定される数とする。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- ⑨その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

決議年月日	2013年9月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 当社執行役員 4
新株予約権の数(個) ※	9
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 1,800
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1個当たり 200 (1株当たり 1)
新株予約権の行使期間 ※	2013年10月12日～2033年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1 資本組入額 (注) 1
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	(注) 3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 当事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2024年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. ①募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ②募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
2. ①新株予約権者は、2013年10月12日から2033年9月30日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ②上記①に関わらず、新株予約権者が2032年9月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2032年10月1日から2033年9月30日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ③新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
3. 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的に決定される数とする。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

⑨その他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

決議年月日	2014年9月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 9 当社執行役員 5
新株予約権の数(個) ※	11
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 2,200
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1個当たり 200 (1株当たり 1)
新株予約権の行使期間 ※	2014年10月16日～2034年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1 資本組入額 (注) 1
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	(注) 3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 当事業年度の末日(2024年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2024年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. ①募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ②募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
2. ①新株予約権者は、2014年10月16日から2034年9月30日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ②上記①に関わらず、新株予約権者が2033年9月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2033年10月1日から2034年9月30日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ③新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
3. 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的に決定される数とする。

- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- ⑨その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

決議年月日	2015年9月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 9 当社執行役員 5
新株予約権の数(個) ※	15
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 3,000
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1個当たり 200 (1株当たり 1)
新株予約権の行使期間 ※	2015年10月16日～2035年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1 資本組入額 (注)1
新株予約権の行使の条件 ※	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	(注)3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)4

※ 当事業年度の末日(2024年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2024年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. ①募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ②募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
2. ①新株予約権者は、2015年10月16日から2035年9月30日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ②上記①に関わらず、新株予約権者が2034年9月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2034年10月1日から2035年9月30日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ③新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
3. 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的に決定される数とする。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

⑨その他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

決議年月日	2016年11月8日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 当社執行役員 5
新株予約権の数(個) ※	16
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 3,200
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1個当たり 200 (1株当たり 1)
新株予約権の行使期間 ※	2016年11月29日～2036年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1 資本組入額 (注) 1
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	(注) 3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 当事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2024年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. ①募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

②募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

2. ①新株予約権者は、2016年11月29日から2036年10月31日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
②上記①に関わらず、新株予約権者が2035年10月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2035年11月1日から2036年10月31日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。
③新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
3. 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
 - ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的に決定される数とする。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ⑧新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - ⑨その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2022年3月22日 (注)	△500,000	43,514,726	—	6,045	—	6,646
2022年9月21日 (注)	△901,100	42,613,626	—	6,045	—	6,646
2023年5月31日 (注)	△319,200	42,294,426	—	6,045	—	6,646

(注) 自己株式の消却によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2024年3月31日現在

2024年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満 株式の状況 （株）	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	18	21	82	196	9	8,562	8,888	—
所有株式数 (単元)	—	60,301	4,236	124,703	104,031	15	129,510	422,796	14,826
所有株式数 の割合(%)	—	14.262	1.001	29.494	24.605	0.003	30.631	100.000	—

(注) 自己株式3,310,287株は、「個人その他」に33,102単元、「単元未満株式の状況」に87株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2024年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(株)ビーエムエル企画	東京都練馬区東大泉3-27-8	10,154	26.04
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	東京都港区赤坂1-8-1	3,222	8.26
近藤 健 介	東京都練馬区	3,171	8.13
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS, USA (東京都中央区日本橋3-11-1)	1,425	3.65
近藤 シ グ	東京都練馬区	1,080	2.77
(株)日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	950	2.43
JP MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人 (株)みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2-15-1)	915	2.34
第一生命保険(株) (常任代理人 (株)日本カストディ銀行)	東京都千代田区有楽町1-13-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	878	2.25
(有)エステート興業	東京都練馬区東大泉3-27-8	779	2.00
(有)マトバリース	東京都練馬区東大泉3-27-8	762	1.95
計	—	23,340	59.87

- (注) 1. 所有株式数の千株未満は、切り捨てております。
2. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てております。
3. 当社は、自己株式3,310千株を保有しておりますが、上表からは除いております。
4. 日本マスタートラスト信託銀行(株)及び(株)日本カストディ銀行の所有株式は、全て信託業務に係る株式であります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,310,200	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 38,969,400	389,694	—
単元未満株式	普通株式 14,826	—	—
発行済株式総数	普通株式 42,294,426	—	—
総株主の議決権	—	389,694	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式87株が含まれています。

② 【自己株式等】

2024年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ビー・エム・エル	東京都渋谷区千駄ヶ谷 5—21—3	3,310,200	—	3,310,200	7.82
計	—	3,310,200	—	3,310,200	7.82

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第3号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(2023年2月10日)での決議状況 (取得期間2023年2月13日～2023年4月30日)	350,000	1,000
当事業年度前における取得自己株式	261,700	824
当事業年度における取得自己株式	57,500	175
残存決議株式の総数及び価額の総額	30,800	0
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	8.8	0.0
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	8.8	0.0

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	319,200	793	—	—
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	—	—	—	—
その他（譲渡制限付株式の付与）	22,277	55	—	—
保有自己株式数	3,310,287	—	3,310,287	—

(注) 当期間における保有自己株式には、2024年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社グループは、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。安定的な経営基盤の確保と資本利益率の向上に努めるとともに、配当につきましては、安定配当の維持・継続を基本方針としつつ、連結業績に応じた配当水準の向上に努めてまいります。内部留保資金につきましては、検査体制の拡充や効率化のための設備投資及び将来の成長に向けた戦略投資に有効活用していく予定であります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

なお、当期につきましては、中間配当40.0円を実施しておりますが、期末配当については普通配当40.0円とし、年間では1株80.0円の配当を行います。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2023年11月10日 取締役会決議	1,559	40.0
2024年6月27日 定時株主総会決議	1,559	40.0

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「医療界に信頼され選ばれる企業」を目指し、企業の持続的な成長と価値の向上に努めてまいります。これらを実現するため、コーポレートガバナンスの強化を重要な経営課題と位置づけており、意思決定の透明性とスピードを高め、マネジメント機能の強化を図り、事業環境の変化に迅速に対応してまいります。

当社は監査役会設置会社の形態のもと、執行役員制度を導入し業務執行のスピードを高めるとともに、取締役会と監査役会により、執行役員の職務執行の監督および監査を行っております。また、複数名の社外取締役・社外監査役を選任し、取締役会の監督機能強化と監査役会の監査機能強化を図っております。

②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社の取締役会は、代表取締役社長 近藤健介が議長を務めており、その他のメンバーは代表取締役 荒井信貴、代表取締役 武部憲尚、取締役 大澤英明、取締役 柴田健治、取締役 山下祐二、社外取締役 寄高由季子、社外取締役 新井龍晴、社外取締役 大澤茂の取締役9名（うち3名は社外取締役。社内取締役6名は執行役員を兼務）で構成され、定時取締役会は原則として3ヶ月に1回以上開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催します。取締役会では、法令・定款に定められた事項の他、取締役会規程に基づき重要な事項を決議し、各取締役の業務執行の状況を監督しております。また、取締役会には、全ての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

なお、取締役会の機能強化（意思決定・監督）、迅速な意思決定と機動的な業務執行による競争力の強化を目的として、2004年6月より執行役員制度を導入しております。事業を的確かつ迅速に運営できる執行体制を確立するために、権限の委譲された執行役員が業務執行に当たり、取締役は執行役員会に出席する他、各執行役員から業務執行状況の報告を受けることで経営監督を行い、取締役会において重要な経営方針の決定及び報告を行っております。

当社は監査役会制度を採用しております。監査役 森下健一、社外監査役 徳尾野信成、社外監査役 出縄正人の3名（常勤監査役1名及び非常勤監査役2名）で構成され、うち2名が社外監査役であります。監査役会は、毎月の定例監査役会の他、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。常勤監査役は、取締役会の他、経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行う等、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。また、内部監査室及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行う他、定期的に三者によるミーティングを行うなど連携を密にし、監査機能の向上を図っております。

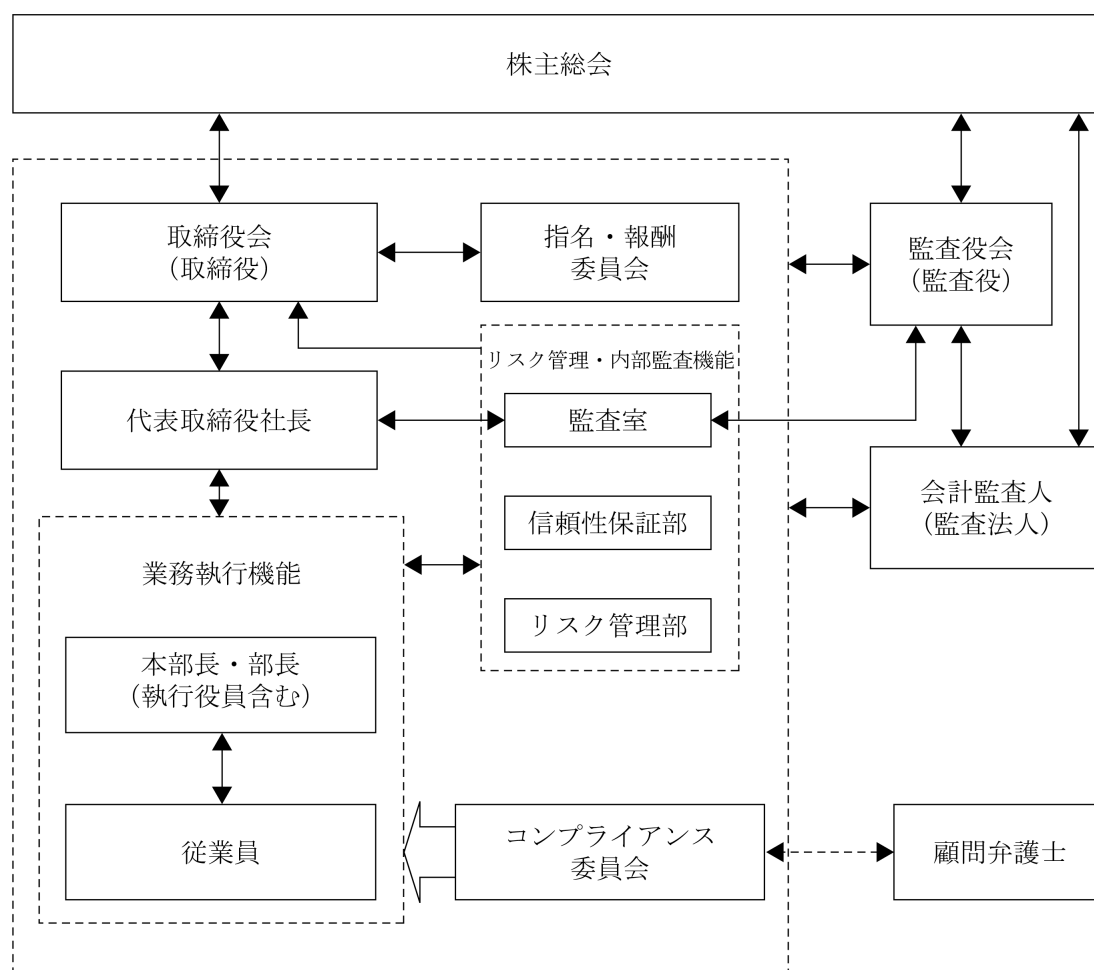
指名・報酬委員会は、代表取締役及び独立社外役員により構成し、その過半数は独立社外役員といたします。指名・報酬委員会は、取締役及び監査役の選任及び解任に関する株主総会議案の原案、取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会議案の原案、その他取締役会から諮問を受けた事項について審議し、意見を取りまとめ、取締役会に報告いたします。

コンプライアンス委員会は、委員長、事務局長各1名並びに委員若干名を置き、委員長は代表取締役社長が任命し、事務局長にはリスク管理部長が就任することとなっております。コンプライアンス委員会は原則として3ヶ月に1回開催する他、必要に応じて随時招集することができ、会社のコンプライアンスを統括し、コンプライアンス意識の徹底や研修の実施等を分掌することとなっております。

また、グループ会社を含めた全部門を対象に内部監査を実施する部署として、社長直轄に監査室（専任者5名）を設置し、内部統制の有効性と業務執行の状況について監査を実施しております。

こうしたガバナンスシステムの改革と定着を図ることで、取締役会を含む当社の経営組織・意思決定機関をより戦略的・機動的なものとし、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めております。これらにより当社の業務の適正が確保されていると考え、現在の体制を選択しております。

なお、当社のコーポレート・ガバナンス体制図は以下のとおりです。



③企業統治に関するその他の事項

i) 内部統制システムの整備状況

当社は、内部統制システムに関する基本方針、すなわち取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり定めております。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社およびグループ会社の全ての役員、正社員、および非正規従業員（以下「社員等」という。）が、法令を遵守し、公正で透明性の高い企業活動を遂行するために『コンプライアンス規程』を定めており、あわせて社員等が遵守すべき行動規範を示した『BMLグループ コンプライアンスマニュアル』に基づき、研修等を通じて社員等への意識徹底に努めている。

コンプライアンス委員会は、グループ会社を含む横断的なコンプライアンス体制を統括するものとし、その整備および問題点の抽出に努めるとともに、社内通報制度「コンプライアンスポスト」を運営する。

コンプライアンスの監査は、当社の内部監査部門が実施する。

さらに当社は、反社会的勢力および団体とは一切の関わりを持たず、このような勢力には毅然とした態度で臨むものとする。また警察署や関連団体との連携を通じ、反社会的勢力排除のための体制整備を強化する。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、『文書管理規程』の他、『機密情報保護規程』、『個人情報保護基本規程』およびそれらに関する基準、マニュアル等に従い、文書または電磁媒体に記録して適切に管理する。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、BMLグループのRM（リスクマネジメント）基本方針を定め、その実行のため『リスクマネジメント基本規程』に基づきRMシステムを構築する。すなわち、リスク管理担当取締役のもとに全社のネットワークを組成し、それを有効に機能させることにより、個々のリスクを継続的に監視するとともに、万一有事発生時には、迅速かつ適切に対処できる体制を整備する。

また、リスクを一元的に管理する部署としてリスク管理部（部内に知財・法務室を置く。）を設置し、リスクの予防および分析に関する業務を行う。

RMシステムの監査は、当社の内部監査部門が実施する。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、執行役員制度を採用し、経営方針の決定および業務執行の監督を行う取締役と業務執行を担う執行役員に分離し、その責任を明確化するとともに、取締役会の効率化および意思決定の迅速化を図る。

取締役会は、社員等が共有する全社の目標として中期経営計画および年次事業計画を策定し、社長以下執行役員は、その達成に向けて職務を執行するものとする。

(e) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社に対する全般的な管理方針および管理組織について定める『関係会社管理規程』を制定し、円滑な業務運営のための適正な運用を図る。

また、情報交換の場として関係会社会議を定期的を開催する。

コンプライアンス体制およびリスク管理体制については、当社規程に則り、グループ一体による企業集団としての整備を行う。

上記に係るグループ関係会社の監査は、当社の内部監査部門が実施する。

(f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は、監査役と協議のうえ、補助すべき使用人を指名するものとする。

当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。

(g) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した時、役職員による違法または不正な行為を発見した時、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じた時は、直ちに監査役会へ報告を行う。

(h) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、監査上の重要課題等について意見交換を行い、また職務遂行にあたり、内部監査部門と緊密に連携することができる。

監査役は、会計監査人と会合をもち、必要に応じて会計監査上の重要事項について説明を求めることができる。

ii) リスク管理体制の整備の状況

当社は、コンプライアンス委員会を設置し、原則として3ヶ月ごとに1回開催し、リスクの評価、対策等、広範的なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討しております。

iii) 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

上記 i)（e）に記載したとおりです。

④取締役会の活動状況

当事業年度において当社は定時取締役会を11回、臨時取締役会を5回の合計16回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数	出席率
近藤 健介	16回	16回	100%
荒井 信貴	16回	16回	100%
武部 憲尚	16回	16回	100%
大澤 英明	16回	16回	100%
柴田 健治	16回	16回	100%
山下 祐二	16回	16回	100%
寄高由季子	16回	16回	100%
新井 龍晴	16回	16回	100%
大澤 茂	16回	16回	100%

当事業年度における取締役会の主な検討事項としては、次のとおりであります。

項目	主な検討事項
決議事項	株主総会に関する事項、決算に関する事項、株式に関する事項、取締役に関する事項、予算や事業計画に関する事項、人事・組織に関する事項、規程に関する事項、設備投資に関する事項、グループ会社に関する事項
報告事項	事業報告、検査関連報告、品質関連報告、監査報告、リスク管理報告、サステナビリティに関する報告、取締役会実効性に関する報告
討議事項	新棟建設について、当社の主要なシステムについて、医療情報システム事業について、食品衛生事業について

⑤指名・報酬委員会の活動状況

当事業年度において当社は指名・報酬委員会を5回開催しており、個々の指名・報酬委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数	出席率
近藤 健介	5回	5回	100%
荒井 信貴	5回	5回	100%
寄高由季子	5回	5回	100%
新井 龍晴	5回	5回	100%
大澤 茂	5回	5回	100%

指名・報酬委員会は、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の任意の諮問機関として、取締役会からの一任決議に基づき、取締役の個別報酬を決定するとともに、取締役会からの諮問に応じて、取締役候補者の指名及び取締役の報酬に関する事項につき審議しております。

当事業年度における指名・報酬委員会の主な検討事項としては、次のとおりであります。

(指名に関する事項)

- ・株主総会に付議する取締役の選任の原案の決定
- ・代表取締役の選定の原案の決定
- ・その他取締役の指名に関して取締役会が諮問する事項

(報酬に関する事項)

- ・取締役報酬の方針の原案の決定
- ・株主総会に付議する取締役報酬議案の原案の決定
- ・代表取締役社長が作成した取締役の個人別報酬額の原案についての検討
- ・その他取締役の報酬に関して取締役会が諮問する事項

⑥役員の責任免除及び責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間において、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

⑦役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。当該保険の保険料は、全額当社が負担しております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役、執行役員であります。

⑧取締役の定数

当社の取締役は16名以内とする旨定款に定めております。

⑨取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨およびその決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

解任決議について、会社法第341条の規定により、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行われます。

⑩取締役会で決議することができる株主総会決議事項

イ. 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

ロ. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款で定めております。

⑪株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 11名 女性 1名 (役員のうち女性の比率8.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長	近 藤 健 介	1966年9月18日生	1994年5月 1994年6月 1995年8月 1998年8月 2004年6月 2006年6月 2014年1月 2014年6月 2014年6月 2016年6月 2016年6月 2017年6月 2018年6月	医師免許取得 当社取締役 有限会社エステート興業代表取締役社長(現任) 株式会社ビーエムエル企画代表取締役社長(現任) 当社取締役退任、執行役員医療学術担当 当社取締役執行役員医療学術担当 当社代表取締役社長(現任) 株式会社協同医学研究所代表取締役会長(現任) 株式会社オー・ピー・エル代表取締役会長(現任) 株式会社第一岸本臨床検査センター代表取締役会長(現任) 株式会社岡山医学検査センター代表取締役会長(現任) 株式会社ピーシーエルジャパン代表取締役会長(現任) 株式会社ジャパנקリニカルサービス代表取締役会長(現任)	(注) 3	3,171
代表取締役 BML検査本部担当兼 管理本部担当兼 先端技術開発本部担当兼 BML総合研究所長兼 海外事業室長	荒 井 信 貴	1960年3月30日生	1989年5月 2005年6月 2009年6月 2009年12月 2015年6月 2017年6月 2020年6月 2022年6月 2024年5月	医師免許取得 当社社外監査役 当社取締役 当社取締役常務執行役員BML総合研究所長 当社取締役専務執行役員営業統括本部担当兼BML総合研究所長 当社代表取締役専務執行役員企画本部長兼信頼性保証部担当兼BML総合研究所長 当社代表取締役副社長管理本部長兼信頼性保証部担当兼BML総合研究所長兼海外事業室長 当社代表取締役副社長BML検査本部担当兼管理本部担当兼BML総合研究所長兼海外事業室長 当社代表取締役副社長BML検査本部担当兼管理本部担当兼先端技術開発本部担当兼BML総合研究所長兼海外事業室長(現任)	(注) 3	72

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 企画本部長兼 営業本部担当	武 部 憲 尚	1962年4月28日生	2015年4月 2016年4月 2016年6月 2021年6月 2022年6月 2023年6月 2024年5月	当社入社、販売管理部長兼経理部長 当社執行役員経営企画部長兼関連事業部長兼販売管理部長兼経理部長 当社取締役執行役員企画本部副本部長兼経営企画部長兼関連事業部長兼販売管理部長兼経理部長 当社取締役常務執行役員企画本部長兼経営企画部長兼販売管理部長兼経理部長 当社取締役専務執行役員企画本部長兼経営企画部長兼販売管理部長兼経理部長兼関連事業部長 当社代表取締役専務執行役員企画本部長兼グループ企画部長 当社代表取締役専務執行役員企画本部長兼営業本部担当(現任)	(注) 3	7
取締役 営業本部長兼 提案営業部長兼 医薬治験営業部長	大 澤 英 明	1964年2月13日生	1986年9月 2008年7月 2010年6月 2016年4月 2019年6月 2021年4月 2023年6月	当社入社 当社近畿営業部長 株式会社ジャパン・クリニカルサービス代表取締役 当社執行役員営業統括本部副本部長兼東京支社長 当社取締役執行役員営業統括本部副本部長兼提案企画部長 当社取締役執行役員営業統括本部長兼営業推進本部長兼提案営業部長兼医薬治験営業部長 当社取締役執行役員営業本部長兼提案営業部長兼医薬治験営業部長(現任)	(注) 3	5
取締役 BML検査本部長兼 検査企画部長兼 総研第二検査部長兼 総研第四検査部長	柴 田 健 治	1959年12月20日生	1984年4月 2014年4月 2017年6月 2018年6月 2022年6月 2023年4月	当社入社 当社第一検査部長 株式会社盛岡臨床検査センター取締役 当社執行役員企画本部部長 当社取締役執行役員BML検査本部長兼検査企画部長兼総研第一検査部長兼総研第二検査部長兼総研第四検査部長 当社取締役執行役員BML検査本部長兼検査企画部長兼総研第二検査部長兼総研第四検査部長(現任)	(注) 3	6
取締役 システム本部長	山 下 祐 二	1965年8月6日生	1988年11月 2020年4月 2020年7月 2022年6月	当社入社 当社検査システム部長 当社執行役員システム本部副本部長兼基幹システム部長 当社取締役執行役員システム本部長(現任)	(注) 3	3

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	寄 高 由 季 子	1964年 7 月 9 日生	1987年 4 月 2016年 4 月 2017年 4 月 2020年 4 月 2020年 6 月 2021年 5 月 2024年 4 月	株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 同行執行役員人事部研修所長兼SMBCラーニングサポート株式会社代表取締役社長 同行執行役員人事部研修所長兼SMBCラーニングサポート株式会社代表取締役社長兼株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役員人事部研修所長 同行執行役員人事部副担当役員兼株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役員人事部副担当役員 当社社外取締役(現任) 株式会社日本総合研究所常務執行役員兼株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役員 株式会社日本総研ホールディングス取締役兼株式会社日本総合研究所専務執行役員兼株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役員(現任)	(注) 3	0
取締役	新 井 龍 晴	1956年10月20日生	1982年 4 月 2004年 3 月 2006年 3 月 2008年 1 月 2010年 3 月 2012年 1 月 2014年 1 月 2017年 1 月 2018年 1 月 2021年 1 月 2021年 6 月	昭和電工株式会社入社 同社川崎事業所生産技術部長 同社川崎事業所長 同社本社化学品事業部情報電子化学品部長 同社本社生産技術部長 同社執行役員大分事業所大分コンビナート代表 同社執行役員本社石油化学品事業部長 同社常務執行役員石油化学品事業部長 ユニオン昭和株式会社代表取締役社長 同社相談役 当社社外取締役(現任)	(注) 3	0
取締役	大 澤 茂	1957年 5 月 13 日生	1980年 4 月 2002年 4 月 2006年 6 月 2007年 6 月 2010年 6 月 2012年 4 月 2021年 6 月 2022年 6 月	株式会社協和銀行(現株式会社りそな銀行)入行 翼システム株式会社 矢作建設工業株式会社常務執行役員 同社取締役専務執行役員 同社代表取締役専務執行役員 同社代表取締役副社長 同社顧問(現任) 当社社外取締役(現任)	(注) 3	0

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役	森 下 健 一	1958年 8 月 6 日生	1985年 3 月 2008年 4 月 2014年 4 月 2015年 6 月 2017年 6 月	当社入社 当社人事部副部長 当社関連事業部長 株式会社オー・ピー・エル取締役管理部長 当社常勤監査役（現任）	(注) 4	1
監査役	徳 尾 野 信 成	1954年 3 月 9 日生	1976年 4 月 2012年 7 月 2013年 7 月 2014年 7 月 2014年 8 月 2014年 8 月 2015年 8 月 2017年 6 月 2018年 5 月 2020年 6 月	東京国税局入局 東京上野税務署長 東京国税局調査第四部長 東京国税局退官 税理士登録 徳尾野信成税理士事務所長（現任） 株式会社ダイナム社外監査役（現任） 当社社外監査役（現任） 株式会社東天紅社外監査役（現任） 株式会社システナ社外監査役（現任）	(注) 4	2
監査役	出 縄 正 人	1964年 2 月 5 日生	1990年 4 月 1999年 1 月 2007年 9 月 2015年 6 月 2021年 2 月 2021年 6 月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 沖信・石原法律事務所（現スプリング法律事務所）入所 スプリング法律事務所パートナー（現任） 日本ブライムリアルティ投資法人監査役員（現任） イチカワ株式会社社外監査役（現任） 最高裁判所災害補償審査委員会委員（現任） 当社社外監査役（現任）	(注) 4	—
計						3, 271

- (注) 1. 取締役 寄高由季子、新井龍晴及び大澤茂は、社外取締役であります。
2. 監査役 徳尾野信成及び出縄正人は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2024年 3 月期に係る定時株主総会終結の時から2025年 3 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2021年 3 月期に係る定時株主総会終結の時から2025年 3 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化および意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しております。
執行役員は16名で、上記の兼務執行役員 6 名及び近藤正巳、木越浩之、榎本聡、山口敏和、武井勝明、青野道博、矢野間載洋、中原洋見、酒巻豊、山下和宏で構成されております。
6. 各役員の所有する当社株式の数にはBML グループ役員持株会における各自の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。
7. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役 1 名を選出しております。補欠監査役の略歴は以下のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (千株)
野 原 俊 介	1979年11月11日生	2006年10月 2015年 8 月 2016年 1 月 2016年10月 2022年 8 月 2023年10月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 光和総合法律事務所入所 Kelvin Chia Partnership入所 米国ニューヨーク州弁護士登録 光和総合法律事務所パートナー（現任） Cocolive株式会社社外監査役（現任） 株式会社Olive Union社外監査役（現任）	—

(注) 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までであります。

②社外役員の状況

当社は、社外取締役3名を選任し、社外監査役2名による監査を実施しており、経営の客観性及び中立性という観点からの経営監視機能は果たされていると考えております。

独立役員として指定している社外取締役寄高由季子氏は、株式会社日本総研ホールディングス取締役、株式会社日本総合研究所専務執行役員及び株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役員であります。いずれの法人とも当社との間に重要な関係はなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。社外取締役新井龍晴氏は、当社との間に重要な関係はなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。社外取締役大澤茂氏は、矢作建設工業株式会社顧問であります。当社との間に重要な関係はなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。社外監査役徳尾野信成氏は、徳尾野信成税理士事務所長、株式会社ダイナム社外監査役、株式会社東天紅社外監査役、及び株式会社システナ社外監査役であります。いずれの法人とも当社との間に重要な関係はなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。社外監査役出縄正人氏は、スプリング法律事務所パートナー、日本プライムリアルティ投資法人監査役員、イチカワ株式会社社外監査役、最高裁判所災害補償審査委員会委員であります。当社との間に重要な関係はなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。

また、社外取締役及び社外監査役は、監査体制の中立性および独立性を一層高める目的を持って選任され、その独立性、人的影響力等を踏まえ、中立の立場から客観的に監査意見を表明することが特に期待されております。なお、当社は社外取締役又は社外監査役を選任するための会社からの独立性に関する基準を定めており、取締役会及び監査役会において、会社との関係、経営者および主要な職員との関係等を勘案し、独立性に問題がないことを確認しております。

個々の社外取締役の活動状況は次のとおりであります。

氏名	主な活動状況
寄高 由季子	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、主に金融分野と人事分野を経験された視点から必要な発言を行いました。また、上記の他、当社の経営陣幹部の人事、報酬などを審議する指名・報酬委員会に出席することにより、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事、報酬に反映させるなど、経営陣の監督に務めました。なお、2022年6月29日開催の定時株主総会終結後からは、指名・報酬委員会の委員長を務めております。
新井 龍晴	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、主に企業経営を経験された経営者の視点から必要な発言を行いました。また、上記の他、当社の経営陣幹部の人事、報酬などを審議する指名・報酬委員会に出席することにより、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事、報酬に反映させるなど、経営陣の監督に務めました。
大澤 茂	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、主に金融分野と建設分野を経験された視点から必要な発言を行いました。また、上記の他、当社の経営陣幹部の人事、報酬などを審議する指名・報酬委員会に出席することにより、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事、報酬に反映させるなど、経営陣の監督に務めました。

社外取締役は、定期的に開催される取締役会の他、取締役等とのミーティングを適宜開催し、会社の経営、コーポレート・ガバナンス等について率直な意見交換を行っております。これらの活動を通じて、社外取締役は業務執行の監督を行っております。

また、社外取締役は、一般株主と利益相反が生じる恐れのない客観的・中立的立場から、それぞれの専門知識及び高度な経営に対する経験・見識等を活かした社外的観点からの監督及び助言・提言等を実施しており、取締役会の意思決定及び業務執行の妥当性・適正性を確保する機能・役割を担っております。

③社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との関係は、内部監査は監査室が行っており、業務活動に関して、運営状況、業務実施の有効性及び正確性、コンプライアンスの遵守状況等について監査を行い、その結果を代表取締役に対して報告するとともに、業務の改善及び適切な運営に向けての具体的な助言や勧告を行っております。また、監査室は監査役とも密接な連携をとっており、監査役は、内部監査状況を適時に把握できる体制になっております。

監査役は、監査役会で策定した監査計画に基づいて、当社及び子会社の業務全般について、常勤監査役を中心として計画的かつ網羅的な監査を実施しております。また、監査役会、取締役会その他重要な会議に出席し、意見を述べる他、取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧を通じ監査を実施しております。監査役3名は独立機関としての立場から、適正な監視を行うため定期的に監査役会を開催し、打ち合わせを行い、また、会計監査人を含めた積極的な情報交換により連携をとっております。

監査室、監査役会及び会計監査人は、必要に応じて情報交換等を行い、相互の連携を高めております。

(3) 【監査の状況】

①監査役監査の状況

当社における監査役監査は、監査役会制度を採用しております。常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、うち2名が社外監査役であります。

常勤監査役 森下健一氏は、当社の人事部門、グループ会社管理部門及び臨床検査子会社の管理部門を歴任後、2017年6月より現職に就任し、幅広い見識と豊富な経験を有しております。社外監査役 徳尾野信成氏は、税理士として高度な専門的知識を有しております。また、社外監査役 出縄正人氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的知識と豊富な経験を当社の監査体制強化に活かせると判断しております。

当事業年度において、当社は監査役会を13回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数	出席率
森下 健一	13回	13回	100%
徳尾野信成	13回	12回	92%
出縄 正人	13回	12回	92%

監査役会における具体的な検討内容として、監査報告書の作成、会計監査人の再任に関する決定、取締役会議長選任、常勤監査役選任、監査方針、監査計画、監査業務分担、内部統制評価結果、期末監査、会計監査人再任に関する情報収集・分析、会計監査人の報酬などがあります。

また、常勤監査役的活動として、監査役会、取締役会への出席の他に経営会議等の重要会議にも出席し、提言や質問を行うとともに、非常勤監査役との間で情報共有を図っております。

重要会議への参加以外に、当事業年度ではグループ会社6社について監査を実施し、各種法令、諸規程への準拠性及び統制手続きの有効性を確認し、助言・改善提案をしております。グループ会社監査6社のうち、1社については会計監査人である有限責任監査法人トーマツと内部監査部門と連携した三様監査を実施しております。

②内部監査の状況

当社の内部監査部門は、社長が直轄する組織として「監査室」を設置しており、その員数は5名であります。

監査室は、当社およびグループ会社を対象として、業務の適正性を監査するとともに、財務報告に係る内部統制を含めた内部統制システム・プロセスの整備、運用状況の監査を実施しております。内部監査は年間の監査計画に基づき、監査先を選定の上実施しており、当事業年度は営業拠点53拠点、管理系部門4部門及びグループ会社3社の業務監査を実施しました。

なお、グループ会社監査については3社のうち、2社を監査役と連携して実施し、残りの1社は会計監査人である有限責任監査法人トーマツとも連携した三様監査を実施しております。

監査の結果については、代表取締役、監査役及び担当取締役に都度報告するとともに、対象先の指摘事項に対する改善状況を確認することで、内部統制システムの向上に努めております。

また、監査室は監査役とも密接な連携をとっており、監査役は内部監査状況を適時に把握できる体制になっております。監査室は、監査役会及び会計監査人と必要に応じて情報交換を行い、相互の連携を高めております。

③会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

7年間

c. 業務を執行した公認会計士

下条 修司

高橋 勇人

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他21名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査法人の選定方針としては、独立性、専門性及び当監査法人の規模、監査体制等を総合的に勘案して選定することとしております。また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

該当事項はありません。

④監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	55	8	57	38
連結子会社	—	—	—	—
計	55	8	57	38

当社における非監査業務の内容は、企業価値向上に関する助言業務および統合報告書の企画に関する助言業務並びにサステナビリティの取り組み向上に関する助言業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a. を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	—	—	—	15
連結子会社	—	—	—	—
計	—	—	—	15

当社における非監査業務の内容は、財務・税務デューデリジェンス等にかかる費用であります。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、規模・特性・監査日数等を勘案したうえで決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に関する事項

当社は、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会での審議を経て、取締役会決議により、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めています。指名・報酬委員会の委員は、当社代表取締役2名、社外取締役3名の計5名です。決定方針の内容は次のとおりであります。

指名・報酬委員会においては、役員報酬体系を検討し、取締役の報酬等の公平性・客観性を確保するため、当社と同規模の国内上場会社の役員報酬との比較検討を行いながら、以下の3つの体系で報酬を構成しています。

- i) 月額報酬
- ii) 役員賞与（短期インセンティブ）
- iii) 譲渡制限付株式報酬（長期インセンティブ）

i) ～iii) のうち、ii) については、各年度の業績に対する指標（KPI）、各担当の職務遂行結果等を総合的に勘案して決定することとしております。なお、各役位における役割責任及び業績責任を踏まえ、上位役位ほど報酬の業績連動性を高めています。

業務執行から独立した立場である社外取締役については、その独立性を尊重する観点から、長期・短期インセンティブの対象外としております。

監査役の報酬につきましては、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から月額報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役会で決定しております。

金銭報酬		株式報酬
Base (基本報酬) ・月額報酬	STI (短期インセンティブ) ・役員賞与	LTI (長期インセンティブ) ・株式報酬

社内取締役の報酬等に係る方針の具体的な内容は、次のとおりであります。

i) 月額報酬と役員賞与の割合

各役位における役割責任及び業績責任に応じ、上位役位ほど報酬の業績連動性を高めており、役位ごとに月額報酬と役員賞与の割合を変動させ、比率は以下のとおりとしております。

月額報酬：役員賞与＝5.8：4.2～8.5：1.5

ii) 株式報酬の割合

当年度は、代表取締役社長を除き、報酬総額に占める株式報酬の比率を引き上げました（10%→20%）。

役職	固定			変動	
		月額報酬	株式報酬	賞与	レンジ
上位	60%	55%	5%	40%	0.20～5.00
┆	┆	┆	┆	┆	
下位	88%	68%	20%	12%	0.64～1.44

以下の評価に応じて決定
①業績連動指数 (KPI)
②マネージメント評価

iii) 役員賞与の算定方法

基準賞与額に対し、以下の要素を加味し決定しております。

- (ア) 業績連動・・・年度計画に対する売上高と営業利益の達成率を指数化し、役位毎に定める基準賞与額を上限5.0倍～下限0.2倍のレンジで変動させ、役位が高いほど業績連動性を高めております。
- (イ) マネジメント評価・・・代表取締役社長を除く社内取締役執行役員が事業年度に定める目標の達成度を代表取締役社長が評価し、基準賞与額に対して加減算しています。
- (ウ) 功績・・・事業年度において著しい功績を挙げた取締役等に対し加算しています。
- (エ) 重大事象・・・事業年度の経営に重大な影響を与えた取締役等に対し減算しています。

iv) 取締役等の報酬方針の決定

取締役会においては、指名・報酬委員会にて審議された役員報酬体系等を確認したうえで、当該年度の役員賞与および次年度の役員報酬方針について決議を行っています。

取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項は、次のとおりであります。

取締役の報酬限度額は、2000年6月29日開催の第45回定時株主総会において、年額400百万円以内（使用人分給とは含まれない）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は15名（うち、社外取締役は0名）です。また別枠として2006年6月29日開催の第51回定時株主総会において、ストックオプションとして割当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額30百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は8名です。これらに加えて、2017年6月29日開催の第62回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与に関する報酬等の額を年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は10名です。

監査役の報酬限度額は、1990年8月27日第35回開催の定時株主総会において、年額30百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項は、次のとおりであります。

当社は、取締役会において取締役の個人別報酬額の具体的な算出に係る委任決議を受けた、代表取締役社長近藤健介が最終的に決定しております。取締役の個人別の報酬額の内容の決定に当たっては、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会が、代表取締役社長の作成する原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っています。指名・報酬委員会が原案に対して審議を行ったうえで取締役会へ答申し、取締役会において役員報酬に関する方針を決定していることから、恣意的な決定はなされず権限が適切に行使されるための措置が講じられております。これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

なお、代表取締役社長に委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の職責や担当領域の評価を行うには最も適しているからであります。取締役会から委任を受けた代表取締役社長が個人別の報酬等の額を決定する際は、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の審議を得た上で行っております。

指名・報酬委員会の手続きの概要、及び当事業年度における役員の報酬等の決定過程における取締役会及び指名・報酬委員会の活動状況は次のとおりであります。

指名・報酬委員会においては、取締役会の諮問により、当社と同規模の国内上場会社の役員報酬との比較検討を行いながら、当社の業績等を勘案して、月額報酬、役員賞与、譲渡制限付株式報酬について審議を行い、取締役会に答申します。これを受けて取締役会は決議を行い、委任を受けた代表取締役社長が報酬総額及び個人別報酬額を最終的に決定いたします。

当事業年度における指名・報酬委員会は、2023年4月24日、2023年5月29日、2023年6月29日、2023年11月10日、2024年3月25日の計5回開催され、取締役の報酬に関する制度設計や報酬額について審議を行い、審議の内容及び結果を取締役に答申しております。

取締役に対する役員賞与の額の決定方法、及び当事業年度における役員賞与に係る指標の目標と実績は次のとおりであります。

当社は、業績と企業価値の向上に向けた各取締役の取り組みへのインセンティブとして、月額報酬に加えて役員賞与を導入しております。また、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、株式報酬制度（譲渡制限付株式報酬制度）を導入しております。

役員賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績連動指数（KPI）を反映した金銭報酬としております。KPIは各連結会計年度の連結売上高及び連結営業利益の事業計画に対する達成率を加重平均した値であり、取締役（社外取締役を除く）の役位による基準額にKPIを考慮して算定された額を賞与として毎年一定の時期に支給しております。なお、社外取締役に対しては役員賞与を支給しておりません。

当該指標を選定した理由は、当期の業務遂行の成果を総合的かつ客観的に示しており、業績成長の達成度を重視する観点からも妥当であると判断したためであります。

なお、当連結会計年度の事業計画及び実績は次のとおりであります。

	事業計画（百万円）	実績（百万円）	達成率（％）
連結売上高	135,000	137,964	102.2
連結営業利益	11,500	9,167	79.7

非金銭報酬等の内容は次のとおりであります。

当社は、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、株式報酬制度（譲渡制限付株式報酬制度）を導入しており、売上高等の事業計画に対する達成度に対応した支給割合をもとに、報酬額を算定しております。

②役員報酬の内容

イ．当事業年度における提出会社の取締役及び監査役に対する役員報酬等は以下のとおりです。

役員区分	報酬等の総額 （百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の 人員（名）
		月額報酬	役員賞与	非金銭報酬等	
取締役 （社外取締役を除く）	234	140	88	5	6
監査役 （社外監査役を除く）	13	13	—	—	1
社外役員	24	24	—	—	5
合 計	272	179	88	5	12

（注）当事業年度末現在の人数は、取締役9名、監査役3名であります。

ロ．提出会社の役員のうち連結報酬等の総額等

氏名	連結報酬等 の総額 （百万円）	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の額（百万円）		
				月額報酬	役員賞与	非金銭報酬等
近藤 健介	122	代表取締役	提出会社	56	64	1

（注）連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。

ハ．当社は、取締役の使用人兼務部分に対する報酬を支給しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動または配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）に区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社保有の政策保有株式は、対象先との長期的・安定的な関係の維持・強化、事業戦略上のメリットの享受などがはかられ、対象先および当社グループの企業価値の向上に資すると判断される場合において、限定的に保有するものであります。

政策保有株式については、個別銘柄毎に、中長期的な経済合理性や将来の見通しを踏まえ、保有に伴うリスク・リターン、営業上の取引関係や業務提携等の事業戦略における保有意義等についての総合的な検証を毎年実施し、保有の可否を判断します。

検証の結果、保有の妥当性が認められない場合には、対象先の理解を得ながら、売却を進めることとします。また保有の妥当性が認められる場合であっても、市場環境や当社の経営・財務戦略等を考慮し、売却することもあります。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	7	215
非上場株式以外の株式	8	2,518

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)ファルコホールディングス	1,014,800	1,014,800	(保有目的) 受託臨床検査事業における取引先であり、関係維持のため (業務提携等の概要) 両社の経営資源の相互活用 (定量的な保有効果) (注) 1	有
	2,372	1,995		
(株)りそなホールディングス	77,800	77,800	(保有目的) 長期安定的な金融取引における関係維持のため (定量的な保有効果) (注) 1	有 (注) 2
	73	49		
第一生命ホールディングス(株)	10,600	10,600	(保有目的) 長期安定的な金融取引における関係維持のため (定量的な保有効果) (注) 1	有 (注) 3
	40	25		
(株)三井住友フィナンシャルグループ	1,860	1,860	(保有目的) 長期安定的な金融取引における関係維持のため (定量的な保有効果) (注) 1	有 (注) 4
	16	9		
(株)アインホールディングス	2,000	2,000	(保有目的) 業界を通じた情報収集のため (定量的な保有効果) (注) 1	無
	11	11		
H.U. グループホールディングス(株)	920	920	(保有目的) 受託臨床検査業界における取引先であり、関係維持のため (定量的な保有効果) (注) 1	有
	2	2		
札幌臨床検査センター(株)	1,000	1,000	(保有目的) 受託臨床検査事業における取引先であり、関係維持のため (定量的な保有効果) (注) 1	無
	1	1		
PHCホールディングス(株)	100	100	(保有目的) 受託臨床検査業界における取引先であり、関係維持のため (定量的な保有効果) (注) 1	無
	0	0		

(注) 1. 当社は、特定投資株式における定量的な保有効果の記載が困難であるため、保有の合理性の検証方法について、以下に記載いたします。

当社は、個別の政策保有株式について、中長期的な経済合理性や将来の見通しを踏まえ、保有に伴うリスク・リターン、営業上の取引関係や業務提携等の事業戦略における保有意義についての総合的な検証を毎期実施し、保有の可否を判断しております。現状保有している政策保有株式はいずれも保有方針に沿った目的で保有していることを確認しております。

2. (株)りそなホールディングスは当社株式を保有しておりませんが、同社子会社である(株)りそな銀行が当社株式を保有しております。
3. 第一生命ホールディングス(株)は当社株式を保有しておりませんが、同社子会社である第一生命保険(株)が当社株式を保有しております。
4. (株)三井住友フィナンシャルグループは当社株式を保有しておりませんが、同社子会社である(株)三井住友銀行が当社株式を保有しております。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

④ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

⑤ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーへ参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年 3 月31日)	当連結会計年度 (2024年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	86,521	74,114
受取手形及び売掛金	※1 26,783	※1, ※5 24,978
商品及び製品	359	395
仕掛品	800	661
原材料及び貯蔵品	3,624	3,530
その他	4,835	4,319
貸倒引当金	△47	△21
流動資産合計	122,877	107,977
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※4 10,353	※4 13,146
土地	※4 13,341	※4 16,919
リース資産（純額）	3,721	4,664
建設仮勘定	1,420	11,031
その他（純額）	6,313	6,071
有形固定資産合計	※2 35,150	※2 51,833
無形固定資産		
その他	4,542	4,792
無形固定資産合計	4,542	4,792
投資その他の資産		
投資有価証券	※3 2,673	※3 3,102
繰延税金資産	2,058	1,440
その他	1,757	1,899
貸倒引当金	△116	△55
投資その他の資産合計	6,373	6,388
固定資産合計	46,066	63,014
資産合計	168,943	170,991
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	20,094	18,731
リース債務	1,363	1,533
未払法人税等	609	642
賞与引当金	3,720	3,598
未払金	7,146	7,393
その他	※4 2,448	※4 2,747
流動負債合計	35,383	34,648
固定負債		
リース債務	2,787	3,732
役員退職慰労引当金	223	232
退職給付に係る負債	3,244	1,709
その他	553	529
固定負債合計	6,809	6,203
負債合計	42,192	40,851

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,045	6,045
資本剰余金	6,646	6,646
利益剰余金	118,378	119,730
自己株式	△8,902	△8,229
株主資本合計	122,169	124,193
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	268	568
退職給付に係る調整累計額	29	1,081
その他の包括利益累計額合計	298	1,649
新株予約権	23	23
非支配株主持分	4,260	4,273
純資産合計	126,751	130,140
負債純資産合計	168,943	170,991

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)
売上高	※1 159,462	※1 137,964
売上原価	98,016	92,335
売上総利益	61,446	45,628
販売費及び一般管理費	※2 37,509	※2 36,461
営業利益	23,936	9,167
営業外収益		
受取配当金	30	229
不動産賃貸料	65	54
補助金収入	171	155
その他	233	211
営業外収益合計	500	651
営業外費用		
支払利息	40	104
不動産賃貸原価	27	26
設備賃貸費用	—	37
補助金返還額	162	22
その他	23	22
営業外費用合計	254	213
経常利益	24,182	9,605
特別利益		
投資有価証券売却益	215	—
固定資産売却益	※3 3	※3 5
その他	3	—
特別利益合計	221	5
特別損失		
固定資産除却損	※4 158	※4 82
その他	※5 61	5
特別損失合計	219	87
税金等調整前当期純利益	24,184	9,523
法人税、住民税及び事業税	7,181	3,218
法人税等調整額	846	41
法人税等合計	8,027	3,260
当期純利益	16,156	6,263
非支配株主に帰属する当期純利益	578	228
親会社株主に帰属する当期純利益	15,578	6,034

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益	16,156	6,263
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△185	299
退職給付に係る調整額	△589	1,059
その他の包括利益合計	※ △774	※ 1,359
包括利益	15,382	7,622
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	14,806	7,385
非支配株主に係る包括利益	575	237

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,045	6,646	110,458	△8,057	115,094
当期変動額					
剰余金の配当			△4,964		△4,964
親会社株主に帰属する 当期純利益			15,578		15,578
自己株式の取得				△3,072	△3,072
自己株式の処分		1		44	45
自己株式の消却		△1	△2,181	2,183	—
連結子会社株式の取得 による持分の増減			△511		△511
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	7,920	△845	7,075
当期末残高	6,045	6,646	118,378	△8,902	122,169

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	453	616	1,069	35	5,485	121,684
当期変動額						
剰余金の配当						△4,964
親会社株主に帰属する 当期純利益						15,578
自己株式の取得						△3,072
自己株式の処分						45
自己株式の消却						—
連結子会社株式の取得 による持分の増減						△511
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△185	△586	△771	△12	△1,224	△2,008
当期変動額合計	△185	△586	△771	△12	△1,224	5,066
当期末残高	268	29	298	23	4,260	126,751

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,045	6,646	118,378	△8,902	122,169
当期変動額					
剰余金の配当			△3,900		△3,900
親会社株主に帰属する 当期純利益			6,034		6,034
自己株式の取得				△175	△175
自己株式の処分		11		55	66
自己株式の消却		△11	△782	793	—
連結子会社株式の取得 による持分の増減					—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	1,351	673	2,024
当期末残高	6,045	6,646	119,730	△8,229	124,193

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	268	29	298	23	4,260	126,751
当期変動額						
剰余金の配当						△3,900
親会社株主に帰属する 当期純利益						6,034
自己株式の取得						△175
自己株式の処分						66
自己株式の消却						—
連結子会社株式の取得 による持分の増減						—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	299	1,051	1,351	—	12	1,364
当期変動額合計	299	1,051	1,351	—	12	3,388
当期末残高	568	1,081	1,649	23	4,273	130,140

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	24,184	9,523
減価償却費	6,257	6,700
減損損失	47	0
受取利息及び受取配当金	△31	△231
支払利息	40	104
売上債権の増減額 (△は増加)	9,589	1,773
棚卸資産の増減額 (△は増加)	88	204
仕入債務の増減額 (△は減少)	△1,577	△1,362
固定資産除却損	158	82
賞与引当金の増減額 (△は減少)	103	△122
投資有価証券売却損益 (△は益)	△215	—
補助金収入	△171	△155
補助金返還額	162	22
未収還付法人税等の増減額 (△は増加)	△2,051	△980
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△3,599	101
未収消費税等の増減額 (△は増加)	△1,243	364
その他	△1,262	△642
小計	30,480	15,381
利息及び配当金の受取額	31	231
利息の支払額	△40	△104
法人税等の支払額	△18,793	△3,191
法人税等の還付額	74	2,051
補助金の受取額	146	101
補助金返還額の支払額	△162	△22
その他の収入	6	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	11,742	14,446
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△5,628	△5,594
定期預金の払戻による収入	5,633	5,580
有形固定資産の取得による支出	△4,562	△19,012
無形固定資産の取得による支出	△1,898	△1,915
投資有価証券の取得による支出	△1,428	—
投資有価証券の売却による収入	404	—
その他	△147	△195
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,627	△21,137
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△1,423	△1,595
配当金の支払額	△4,964	△3,900
非支配株主への配当金の支払額	△211	△224
自己株式の取得による支出	△1,000	—
連結範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△2,100	—
その他	△13	△13
財務活動によるキャッシュ・フロー	△9,715	△5,733
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△5,599	△12,425
現金及び現金同等物の期首残高	88,360	82,760
非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	4
現金及び現金同等物の期末残高	※1 82,760	※1 70,338

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

19社

主要な連結子会社の名称

「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

連結範囲の重要な変更

当連結会計年度において、当社の連結子会社でありました㈱愛媛メディカルラボトリーは、2023年8月1日付で当社に吸収合併され消滅会社となったため、連結の範囲より除外しております。

(2) 主要な非連結子会社名

㈱札幌病理検査センター

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社5社につきましては、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等の金額はいずれも軽微であり、かつ全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

㈱札幌病理検査センター

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社7社につきましては、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は全て連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)で処理しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降取得の建物(附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

その他の無形固定資産については、定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社において、役員及び執行役員の退任に伴う退職慰労金の支給に備えるため、各々の会社の内規に基づく当連結会計年度末の必要額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用の額は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

① 検査事業

臨床検査事業及び食品衛生事業については顧客への検査結果の報告時点により履行義務が充足されると判断しており、検査結果の報告時点で収益を認識しております。

② 医療情報システム事業

電子カルテシステムの販売についてはソフトウェア使用权の許諾、機器類の設置及び使用方法の顧客への説明が完了し、顧客の検収により契約上の受渡し条件を充足することで、履行義務が充足されると判断しており、電子カルテシステムの検収時点で収益を認識しております。

電子カルテシステムの保守サービスについては一定期間の保守契約に係るサービスの提供について履行義務と識別しております。一定期間の保守契約は、履行義務が時の経過にわたり充足されると判断しており、契約期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

なお、収益は契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、5年間で均等償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から成っております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積り)

当連結会計年度の連結財務諸表を作成するにあたって行った会計上の見積りのうち、当該会計上の見積りが当連結会計年度の翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがあるものと識別したものはありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

2018年2月に企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等(以下「企業会計基準第28号等」)が公表され、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針の企業会計基準委員会への移管が完了されましたが、その審議の過程で、次の論点について、企業会計基準第28号等の公表後に改めて検討を行うこととされていたものが、審議され、公表されたものであります。

- ・税金費用の計上区分(その他の包括利益に対する課税)

(2) 適用予定日

2025年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 該当会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用における連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「有形固定資産」の「その他」に含めていた「建設仮勘定」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「有形固定資産」の「その他」に表示していた7,733百万円は、「建設仮勘定」1,420百万円、「その他」6,313百万円として組み替えております。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取配当金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた263百万円は、「受取配当金」30百万、「その他」233百万円として組み替えております。

前連結会計年度において、「特別利益」の「その他」に含めていた「固定資産売却益」は、特別利益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別利益」の「その他」に表示していた6百万円は、「固定資産売却益」3百万、「その他」3百万円として組み替えております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「特別損失」の「減損損失」は、特別損失の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別損失」に表示していた「減損損失」47百万円、「その他」14百万円は、「その他」61百万円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「受取利息及び受取配当金」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた△1,294百万円は、「受取利息及び配当金の受取額」△31百万円、「その他」△1,262百万円として組み替えております。

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他の収入」に含めていた「利息及び配当金の受取額」、「法人税等の還付額」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他の収入」に表示していた112百万円は、「利息及び配当金の受取額」31百万円、「法人税等の還付額」74百万円、「その他の収入」6百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

※1 受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
売掛金	26,240百万円	24,651百万円

※2 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	56,745百万円	59,305百万円

※3 非連結子会社及び関連会社の株式等

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
投資有価証券(株式等)	334百万円	334百万円

※4 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。

(イ)担保に供している資産

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
建物及び構築物	4,714百万円	6,072百万円
土地	2,879	2,879
計	7,593百万円	8,951百万円

(ロ)上記に対応する債務

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
流動負債・その他(短期借入金)	880百万円	880百万円

※5 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
受取手形	—	21百万円

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係） 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及びその金額は次のとおりであります。なお、下記に記載している研究開発費の金額は、研究開発費用の総額であります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
給料手当及び賞与	16,847百万円	16,464百万円
退職給付費用	350	399
役員退職慰労引当金繰入額	31	31
消耗品費	3,932	3,033
研究開発費	271	275

※3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
建物及び構築物	一百万円	1百万円
土地	3	3
有形固定資産「その他」	0	0
投資その他の資産「その他」	—	0
計	3百万円	5百万円

※4 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
建物及び構築物	152百万円	60百万円
有形固定資産「その他」	1	3
無形固定資産「その他」	3	17
投資その他の資産「その他」	0	0
計	158百万円	82百万円

※ 5 減損損失

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
㈱協同医学研究所 (福岡県福岡市)	検査事業の共用資産	建物	45
		計	45

(注) 上記以外の減損損失は、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当社グループは、稼働資産について継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分である事業単位ごとに事業用資産をグルーピングしております。

検査事業の共用資産については、老朽化により解体（使用停止）を決定したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、売却見込価額及び固定資産税評価額に基づき算定しています。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	△56百万円	431百万円
組替調整額	△209	—
税効果調整前	△266	431
税効果額	80	△131
その他有価証券評価差額金	△185	299
退職給付に係る調整額		
当期発生額	△693	1,586
組替調整額	△154	△82
税効果調整前	△847	1,504
税効果額	258	△444
退職給付に係る調整額	△589	1,059
その他の包括利益合計	△774百万円	1,359百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	43,514,726	—	901,100	42,613,626

(変動事由の概要)

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

自己株式の消却による減少 901,100株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	3,586,202	927,352	919,290	3,594,264

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

市場買付による増加 927,300株

単元未満株式の買取りによる増加 52株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

自己株式の消却による減少 901,100株

譲渡制限付株式の付与による減少 8,590株

新株予約権の行使による減少 9,600株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高 (百万円)
			当連結 会計年度 期首	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社	2008年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	0
	2009年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	0
	2010年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	1
	2011年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	1
	2012年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	2
	2013年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	2
	2014年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	2
	2015年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	4
	2016年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	7
連結子会社	—	—	—	—	—	—	—
合計			—	—	—	—	23

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	3,393	85.0	2022年3月31日	2022年6月30日
2022年11月11日 取締役会	普通株式	1,571	40.0	2022年9月30日	2022年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,341	60.0	2023年3月31日	2023年6月30日

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	42,613,626	—	319,200	42,294,426

(変動事由の概要)

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

自己株式の消却による減少 319,200株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	3,594,264	57,500	341,477	3,310,287

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

市場買付による増加 57,500株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

自己株式の消却による減少 319,200株

譲渡制限付株式の付与による減少 22,277株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高 (百万円)
			当連結 会計年度 期首	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社	2008年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	0
	2009年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	0
	2010年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	1
	2011年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	1
	2012年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	2
	2013年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	2
	2014年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	2
	2015年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	4
	2016年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	7
連結子会社	—	—	—	—	—	—	—
合計			—	—	—	—	23

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,341	60.0	2023年3月31日	2023年6月30日
2023年11月10日 取締役会	普通株式	1,559	40.0	2023年9月30日	2023年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,559	40.0	2024年3月31日	2024年6月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
現金及び預金勘定	86,521百万円	74,114百万円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	△3,761 〃	△3,775 〃
現金及び現金同等物	82,760百万円	70,338百万円

2 重要な非資金取引の内容

ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る 資産及び債務の額	2,033百万円	2,369百万円

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース

①リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、検査機器及び付属品等であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

②リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは資金運用について、余剰資金については安全性の高い金融資産で運用し、運転資金については期限1年以内の銀行借入により調達することが一般的であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

営業債務は、流動性リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社グループは与信管理規程に従い、営業債権については常に相手先の状況把握及び分析を行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは月次に資金繰表を作成するなどの方法により管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2023年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券			
其他有価証券	2,119	2,119	—
資産計	2,119	2,119	—

当連結会計年度(2024年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券			
其他有価証券	2,552	2,552	—
資産計	2,552	2,552	—

(注) 1. 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度(百万円)	当連結会計年度(百万円)
非上場株式	553	549

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2023年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金	86,498	—	—	—
受取手形	170	—	—	—
売掛金	26,612	—	—	—
合計	113,281	—	—	—

当連結会計年度(2024年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金	74,094	—	—	—
受取手形	161	—	—	—
売掛金	24,816	—	—	—
合計	99,072	—	—	—

(注) 4. リース債務の連結決算日後の返済予定額

連結附属明細表「借入金等明細表」をご参照ください。

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2023年3月31日)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	2,119	—	—	2,119
資産計	2,119	—	—	2,119

当連結会計年度(2024年3月31日)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	2,552	—	—	2,552
資産計	2,552	—	—	2,552

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2023年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(2024年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前連結会計年度(2023年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	2,102	1,716	386
小計	2,102	1,716	386
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	16	18	△1
小計	16	18	△1
合計	2,119	1,735	384

当連結会計年度(2024年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	2,545	1,727	818
小計	2,545	1,727	818
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	7	9	△2
小計	7	9	△2
合計	2,552	1,736	816

2 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	404	215	—
合計	404	215	—

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

3 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が帳簿価額に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、回復可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

また、市場価格のない株式等については、実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行うこととしております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部を除く連結子会社は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。また、一部の連結子会社は、確定給付型及び確定拠出型の制度を併用しております。

なお、一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付債務の期首残高	15,180	15,745
勤務費用	1,133	1,219
利息費用	60	64
数理計算上の差異の発生額	120	△396
退職給付の支払額	△798	△786
その他	48	22
退職給付債務の期末残高	15,745	15,868

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
年金資産の期首残高	13,843	13,758
期待運用収益	342	339
数理計算上の差異の発生額	△572	1,189
事業主からの拠出額	540	616
退職給付の支払額	△394	△372
年金資産の期末残高	13,758	15,533

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	1,237	1,219
退職給付費用	182	151
退職給付の支払額	△100	△85
制度への拠出額	△48	△51
転籍に伴う減少額	△52	△25
退職給付に係る負債の期末残高	1,219	1,208

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	16,719	16,846
年金資産	△14,286	△16,125
	2,433	720
非積立型制度の退職給付債務	772	822
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,206	1,543
退職給付に係る負債	3,244	1,709
退職給付に係る資産	△38	△166
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,206	1,543

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
勤務費用	1,133	1,219
利息費用	60	64
期待運用収益	△342	△339
数理計算上の差異の費用処理額	△154	△82
簡便法で計算した退職給付費用	182	151
確定給付制度に係る退職給付費用	881	1,012

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
数理計算上の差異	△847	1,504
合計	△847	1,504

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
未認識数理計算上の差異	△46	△1,550
合計	△46	△1,550

(8) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
債券	48.1%	44.3%
株式	37.3%	42.1%
一般勘定	1.4%	1.4%
現金及び預金	0.4%	0.4%
その他	12.8%	11.8%
合計	100.0%	100.0%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
割引率	0.3～0.6%	0.3～1.0%
長期期待運用収益率	1.3～2.5%	1.3～2.5%

3. 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度19百万円、当連結会計年度20百万円でありました。

(ストック・オプション等関係)

1. 費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度(2024年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2016年9月1日に1株を2株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	同左	同左
決議年月日	2008年9月29日	2009年9月24日	2010年9月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名 当社執行役員 4名	当社取締役 8名 当社執行役員 3名	当社取締役 10名 当社執行役員 3名
株式の種類及び付与数	普通株式 19,400株	普通株式 14,800株	普通株式 14,200株
付与日	2008年10月17日	2009年10月14日	2010年10月19日
権利確定条件	権利確定条件は付されて おりません。	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあり ません。	同左	同左
権利行使期間	2008年10月18日 ～2028年6月27日	2009年10月15日 ～2029年9月30日	2010年10月20日 ～2030年9月30日

会社名	提出会社	同左	同左
決議年月日	2011年9月29日	2012年10月29日	2013年9月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名 当社執行役員 3名	当社取締役 12名 当社執行役員 3名	当社取締役 10名 当社執行役員 4名
株式の種類及び付与数	普通株式 16,200株	普通株式 18,800株	普通株式 13,800株
付与日	2011年10月18日	2012年11月16日	2013年10月11日
権利確定条件	権利確定条件は付されて おりません。	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあり ません。	同左	同左
権利行使期間	2011年10月19日 ～2031年9月30日	2012年11月17日 ～2032年10月31日	2013年10月12日 ～2033年9月30日

会社名	提出会社	同左	同左
決議年月日	2014年9月29日	2015年9月28日	2016年11月8日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名 当社執行役員 5名	当社取締役 9名 当社執行役員 5名	当社取締役 10名 当社執行役員 5名
株式の種類及び付与数	普通株式 8,000株	普通株式 9,600株	普通株式 7,400株
付与日	2014年10月15日	2015年10月15日	2016年11月28日
権利確定条件	権利確定条件は付されて おりません。	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあり ません。	同左	同左
権利行使期間	2014年10月16日 ～2034年9月30日	2015年10月16日 ～2035年9月30日	2016年11月29日 ～2036年10月31日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

①ストック・オプションの数

会社名	提出会社	同左	同左
決議年月日	2008年9月29日	2009年9月24日	2010年9月30日
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	600	800	1,200
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	600	800	1,200

会社名	提出会社	同左	同左
決議年月日	2011年9月29日	2012年10月29日	2013年9月24日
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	1,600	2,600	1,800
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	1,600	2,600	1,800

会社名	提出会社	同左	同左
決議年月日	2014年9月29日	2015年9月28日	2016年11月8日
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	2,200	3,000	3,200
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	2,200	3,000	3,200

②単価情報

会社名	提出会社	同左	同左
決議年月日	2008年9月29日	2009年9月24日	2010年9月30日
権利行使価格（円）	1個当たり200 （1株当たり1）	1個当たり200 （1株当たり1）	1個当たり200 （1株当たり1）
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な 評価単価（円）	735.0	1,086.0	874.0

会社名	提出会社	同左	同左
決議年月日	2011年9月29日	2012年10月29日	2013年9月24日
権利行使価格（円）	1個当たり200 （1株当たり1）	1個当たり200 （1株当たり1）	1個当たり200 （1株当たり1）
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な 評価単価（円）	836.5	856.0	1,481.0

会社名	提出会社	同左	同左
決議年月日	2014年9月29日	2015年9月28日	2016年11月8日
権利行使価格（円）	1個当たり200 （1株当たり1）	1個当たり200 （1株当たり1）	1個当たり200 （1株当たり1）
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な 評価単価（円）	1,281.5	1,471.5	2,312.0

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
該当事項はありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付に係る負債	1,004百万円	514百万円
役員退職慰労引当金及び 未払役員退職慰労金	76	76
賞与引当金	1,190	1,142
投資有価証券評価損	36	37
未払事業税及び事業所税	61	57
施設利用会員権評価損	63	63
資産除去債務相当額	147	166
繰越欠損金	108	42
その他	312	385
繰延税金資産小計	3,001	2,485
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△106	△37
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△504	△533
評価性引当額小計	△610	△571
繰延税金資産合計	2,390	1,913
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	△128	△128
その他有価証券評価差額金	△116	△248
その他	△86	△96
繰延税金負債合計	△331	△472
繰延税金資産(負債)の純額	2,058百万円	1,440百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度 (2023年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	2	—	—	—	—	106	108百万円
評価性引当額	—	—	—	—	—	△106	△106 〃
繰延税金資産	2	—	—	—	—	—	2 〃

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度 (2024年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	0	0	2	0	—	37	42百万円
評価性引当額	—	—	—	—	—	△37	△37 〃
繰延税金資産	0	0	2	0	—	—	4 〃

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
法定実効税率	30.5%	30.5%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない 項目	0.1	0.6
住民税均等割	0.6	1.6
法人税等の減税額	△0.1	△0.2
評価性引当額の増減	1.0	△0.7
のれん償却	0.1	0.3
連結子会社の適用税率差異	1.1	1.4
その他	△0.1	0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.2%	34.2%

(企業結合等関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント	その他 (注)	合計
	検査事業		
臨床検査事業	50,812	—	50,812
生化学的検査	—	—	—
血液学的検査	10,655	—	10,655
免疫学的検査	25,694	—	25,694
微生物学的検査	6,312	—	6,312
病理学的検査	9,066	—	9,066
その他検査	42,247	—	42,247
食品衛生事業	4,793	—	4,793
その他	—	6,937	6,937
顧客との契約から生じる収益	149,582	6,937	156,519
その他の収益	2,943	—	2,943
売上高	152,525	6,937	159,462

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、医療情報システム事業を含んでおります。

当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント	その他 (注)	合計
	検査事業		
臨床検査事業	52,802	—	52,802
生化学的検査	—	—	—
血液学的検査	11,066	—	11,066
免疫学的検査	26,665	—	26,665
微生物学的検査	6,892	—	6,892
病理学的検査	9,514	—	9,514
その他検査	16,066	—	16,066
食品衛生事業	5,019	—	5,019
その他	—	6,490	6,490
顧客との契約から生じる収益	128,028	6,490	134,518
その他の収益	3,445	—	3,445
売上高	131,473	6,490	137,964

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、医療情報システム事業を含んでおります。

(顧客との契約から生じる収益を分解した情報における名称の変更)

当連結会計年度の期首より、ステークホルダーに対し解りやすい名称を使用することを目的として、従来「食品検査事業」としておりました名称を「食品衛生事業」に変更しております。

この変更は名称の変更であり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報に与える影響はありません。なお前連結会計年度についても変更後の名称で記載しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	前連結会計年度期首	前連結会計年度期末
顧客との契約から生じた債権	36,172	26,240
契約資産	—	—
契約負債	—	—

前連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度期末
顧客との契約から生じた債権	26,240	24,651
契約資産	—	—
契約負債	—	—

当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当企業集団の報告セグメントは、当企業集団を構成する単位のうち分離された財務情報が入手可能のものであり、取締役会において配分すべき経営資源に関する意思決定が行われ、かつ業績を評価するために経営成績を定期的に検討するものであります。

なお、当企業集団は製品・サービス別セグメントから構成されており、「検査事業」を報告セグメントとしております。また、報告セグメントに含まれないその他の事業セグメントには「医療情報システム事業」を含めております。「検査事業」は臨床検査等の受託業務を行っており、「医療情報システム事業」は医療機関向けのシステム機器等の製造販売や医療情報サービスの提供等を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

当企業集団の報告セグメントである「検査事業」以外の事業に関しては、重要性が乏しいと考えられるため、記載を省略しております。

【関連情報】

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

固定資産の減損損失47百万円を計上しております。また、当該金額は全て「検査事業」にかかるものであります。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他	全社・消去	合計
	検査事業			
当期償却額	91	—	—	91
当期末残高	91	—	—	91

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他	全社・消去	合計
	検査事業			
当期償却額	91	—	—	91
当期末残高	—	—	—	—

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	3,138.63円	3,228.06円
1株当たり当期純利益金額	395.84円	154.81円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	395.62円	154.74円

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	15,578	6,034
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	15,578	6,034
普通株式の期中平均株式数(株)	39,355,312	38,979,994
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	21,736	16,998
(うち新株予約権(株))	(21,736)	(16,998)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期 純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—	

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	126,751	130,140
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	4,283	4,296
(うち新株予約権(百万円))	(23)	(23)
(うち非支配株主持分(百万円))	(4,260)	(4,273)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	122,467	125,843
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	39,019,362	38,984,139

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	900	900	0.6	—
1年以内に返済予定の長期借入金	13	12	0.5	—
1年以内に返済予定のリース債務	1,363	1,533	1.2	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	11	—	—	—
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,787	3,732	2.2	2025年～2037年
合計	5,076	6,178	—	—

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
リース債務(百万円)	1,282	1,033	667	249

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	35,272	70,109	105,215	137,964
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(百万円)	2,755	5,216	8,035	9,523
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益金額(百万円)	1,796	3,355	5,210	6,034
1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	46.10	86.08	133.66	154.81

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期 純利益金額(円)	46.10	39.99	47.58	21.15

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年 3 月31 日)	当事業年度 (2024年 3 月31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	60,402	48,011
受取手形	152	※3 142
売掛金	22,722	21,156
商品及び製品	210	219
仕掛品	600	483
原材料及び貯蔵品	2,732	2,711
前払費用	458	485
その他	3,587	3,189
貸倒引当金	△17	△17
流動資産合計	※2 90,849	※2 76,383
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 7,439	※1 8,709
構築物	252	374
機械及び装置	149	139
車両運搬具	22	14
工具、器具及び備品	4,172	3,973
土地	※1 10,764	※1 14,351
リース資産	3,051	3,709
建設仮勘定	707	10,878
有形固定資産合計	26,560	42,150
無形固定資産		
借地権	233	233
ソフトウェア	2,896	2,782
リース資産	10	7
その他	663	1,106
無形固定資産合計	3,804	4,129
投資その他の資産		
投資有価証券	2,314	2,733
関係会社株式	8,507	8,484
出資金	55	55
関係会社長期貸付金	—	333
従業員に対する長期貸付金	2	1
破産更生債権等	38	41
長期前払費用	220	264
繰延税金資産	1,138	992
その他	981	1,008
貸倒引当金	△38	△41
投資その他の資産合計	13,221	13,874
固定資産合計	43,586	60,153
資産合計	134,436	136,537

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	17,680	17,003
短期借入金	※1 900	※1 900
リース債務	1,108	1,253
未払金	5,743	6,640
未払費用	449	579
未払法人税等	93	99
賞与引当金	2,471	2,374
前受金	43	26
預り金	3,930	3,477
前受収益	57	57
資産除去債務	—	1
その他	48	54
流動負債合計	※2 32,526	※2 32,469
固定負債		
リース債務	2,287	2,926
退職給付引当金	1,565	1,430
資産除去債務	287	342
その他	75	44
固定負債合計	4,216	4,743
負債合計	36,742	37,213
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,045	6,045
資本剰余金		
資本準備金	6,646	6,646
資本剰余金合計	6,646	6,646
利益剰余金		
利益準備金	233	233
その他利益剰余金		
特別償却準備金	—	2
固定資産圧縮積立金	292	292
別途積立金	15,400	15,400
繰越利益剰余金	77,686	78,347
利益剰余金合計	93,612	94,275
自己株式	△8,902	△8,229
株主資本合計	97,403	98,739
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	267	561
評価・換算差額等合計	267	561
新株予約権	23	23
純資産合計	97,693	99,324
負債純資産合計	134,436	136,537

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
売上高	※1 128,311	※1 112,217
売上原価	※1 81,849	※1 78,156
売上総利益	46,462	34,061
販売費及び一般管理費	※1, ※2 30,228	※1, ※2 29,724
営業利益	16,233	4,336
営業外収益		
受取利息	2	3
受取配当金	1,950	1,682
不動産賃貸料	497	479
その他	434	464
営業外収益合計	※1 2,884	※1 2,630
営業外費用		
支払利息	65	115
不動産賃貸原価	270	284
設備賃貸費用	23	64
その他	164	15
営業外費用合計	※1 524	※1 480
経常利益	18,593	6,487
特別利益		
固定資産売却益	0	0
投資有価証券売却益	215	—
抱合せ株式消滅差益	2,541	612
特別利益合計	2,757	613
特別損失		
固定資産除却損	18	30
投資有価証券評価損	—	3
その他	0	0
特別損失合計	19	34
税引前当期純利益	21,331	7,065
法人税、住民税及び事業税	4,750	1,688
法人税等調整額	495	30
法人税等合計	5,245	1,719
当期純利益	16,085	5,345

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
I 材料費	※2	38,615	46.9	35,841	45.6
II 労務費		13,443	16.3	13,507	17.2
III 経費		30,228	36.7	29,312	37.3
当期総製造費用		82,287	100.0	78,661	100.0
期首仕掛品棚卸高		568		600	
合 計		82,856		79,261	
期末仕掛品棚卸高		600		483	
当期製品製造原価		82,256		78,778	
期首製品棚卸高		301		210	
当期製品製造原価		82,256		78,778	
合 計	※3	82,557		78,989	
他勘定振替高		497		613	
期末製品棚卸高		210		219	
売上原価		81,849		78,156	

(脚注)

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
1 原価計算の方法	組別総合原価計算を採用しております。	1 原価計算の方法	組別総合原価計算を採用しております。
※2 経費のうち主な内訳		※2 経費のうち主な内訳	
検査外注費	16,528百万円	検査外注費	15,186百万円
業務委託費	2,722	業務委託費	2,731
機器修繕費	2,190	機器修繕費	2,249
※3 他勘定振替高の内容		※3 他勘定振替高の内容	
販売費及び一般管理費	25百万円	販売費及び一般管理費	37百万円
営業外費用	472	営業外費用	574
その他	0	その他	1

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金
当期首残高	6,045	6,646	—	6,646	233	—	292	15,400
当期変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩							△0	
特別償却準備金の積立								
特別償却準備金の取崩								
剰余金の配当								
当期純利益								
自己株式の取得								
自己株式の処分			1	1				
自己株式の消却			△1	△1				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△0	—
当期末残高	6,045	6,646	—	6,646	233	—	292	15,400

	株主資本				評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
	その他利益剰 余金	利益剰余金 合計						
	繰越利益 剰余金							
当期首残高	68,747	84,673	△8,057	89,309	452	452	35	89,796
当期変動額								
固定資産圧縮積立金の 取崩	0	—		—				—
特別償却準備金の積立				—				—
特別償却準備金の取崩				—				—
剰余金の配当	△4,964	△4,964		△4,964				△4,964
当期純利益	16,085	16,085		16,085				16,085
自己株式の取得			△3,072	△3,072				△3,072
自己株式の処分			44	45				45
自己株式の消却	△2,181	△2,181	2,183	—				—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					△184	△184	△12	△196
当期変動額合計	8,938	8,938	△845	8,093	△184	△184	△12	7,896
当期末残高	77,686	93,612	△8,902	97,403	267	267	23	97,693

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金
当期首残高	6, 045	6, 646	—	6, 646	233	—	292	15, 400
当期変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩							△0	
特別償却準備金の積立						2		
特別償却準備金の取崩						△0		
剰余金の配当								
当期純利益								
自己株式の取得								
自己株式の処分			11	11				
自己株式の消却			△11	△11				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	2	△0	—
当期末残高	6, 045	6, 646	—	6, 646	233	2	292	15, 400

	株主資本				評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
	その他利益剰 余金	利益剰余金 合計						
	繰越利益 剰余金							
当期首残高	77,686	93,612	△8,902	97,403	267	267	23	97,693
当期変動額								
固定資産圧縮積立金の 取崩	0	—		—				—
特別償却準備金の積立	△2	—		—				—
特別償却準備金の取崩	0	—		—				—
剰余金の配当	△3,900	△3,900		△3,900				△3,900
当期純利益	5,345	5,345		5,345				5,345
自己株式の取得			△175	△175				△175
自己株式の処分			55	66				66
自己株式の消却	△782	△782	793	—				—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					294	294	—	294
当期変動額合計	661	663	673	1,336	294	294	—	1,630
当期末残高	78,347	94,275	△8,229	98,739	561	561	23	99,324

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商品及び製品、仕掛品

主として総平均法

原材料

先入先出法

貯蔵品

最終仕入原価法

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

無形固定資産(リース資産を除く)

のれんは、5年間の均等償却

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

その他の無形固定資産については定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

3 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

4 収益及び費用の計上基準

検査事業

臨床検査事業及び食品衛生事業については顧客への検査結果の報告時点により履行義務が充足されると判断しており、検査結果の報告時点で収益を認識しております。

医療情報システム事業

電子カルテシステムの販売についてはソフトウェア使用権の許諾、機器類の設置及び使用方法の顧客への説明が完了し、顧客の検収により契約上の受渡し条件を充足することで、履行義務が充足されると判断しており、電子カルテシステムの検収時点で収益を認識しております。

電子カルテシステムの保守サービスについては一定期間の保守契約に係るサービスの提供について履行義務と識別しております。一定期間の保守契約は、履行義務が時の経過にわたり充足されると判断しており、契約期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

なお、収益は契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

（重要な会計上の見積り）

当事業年度の財務諸表を作成するにあたって行った会計上の見積りのうち、当該会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがあると識別したものはありません。

（表示方法の変更）

（損益計算書関係）

前事業年度において営業外費用の「その他」に含めておりました「設備賃貸費用」（前事業年度23百万円）は、当事業年度では重要性が増したため、営業外費用に区分掲記しております。

前事業年度において、営業外費用に区分掲記しておりました「補助金返還額」（当事業年度6百万円）は当事業年度では重要性が乏しくなったため、営業外費用の「その他」に含めております。

(貸借対照表関係)

※1 担保に供している資産及びこれに対応する債務

担保に供している資産

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
建物	4,714百万円	6,072百万円
土地	2,879	2,879
計	7,593百万円	8,951百万円

上記に対応する債務

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
短期借入金	880百万円	880百万円

※2 関係会社に対する資産及び負債(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
短期金銭債権	1,325百万円	991百万円
短期金銭債務	6,719	6,221

※3 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
受取手形	—	21百万円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
売上高	2,888百万円	2,738百万円
営業費用	26,082	24,979
営業取引以外の取引高	2,858	2,430

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
給料手当及び賞与	7,939百万円	7,805百万円
退職給付費用	230	292
業務委託費	9,898	10,293
消耗品費	3,269	2,512
減価償却費	204	246
おおよその割合		
販売費	80.2%	79.4%
一般管理費	19.8	20.6

(有価証券関係)

前事業年度 (2023年 3 月31 日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	8,270
関連会社株式	237
合計	8,507

当事業年度 (2024年 3 月31 日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	8,247
関連会社株式	237
合計	8,484

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	476百万円	435百万円
賞与引当金	762	723
投資有価証券評価損	35	36
貸倒引当金	16	18
資産除去債務相当額	87	104
その他	175	233
繰延税金資産小計	1,555	1,552
評価性引当額	△128	△130
繰延税金資産合計	1,426	1,422
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	△128	△128
資産除去債務による固定資産影響額	△43	△56
その他有価証券評価差額金	△116	△244
その他	—	△0
繰延税金負債合計	△287	△429
繰延税金資産(負債)の純額	1,138百万円	992百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
法定実効税率	30.5%	30.5%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.7
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.8	△6.6
住民税均等割	0.5	1.8
法人税特別控除額	△0.1	△0.3
抱合せ株式消滅差益	△3.6	△2.6
その他	0.0	0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.6%	24.3%

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	7,439	1,876	10	596	8,709	19,302
	構築物	252	152	0	30	374	1,230
	機械及び装置	149	33	0	43	139	691
	車両運搬具	22	—	0	7	14	26
	工具、器具及び備品	4,172	1,738	5	1,931	3,973	21,918
	土地	10,764	3,586	—	—	14,351	—
	リース資産	3,051	1,864	0	1,206	3,709	2,965
	建設仮勘定	707	10,397	227	—	10,878	—
	計	26,560	19,649	243	3,817	42,150	46,135
無形固定資産	借地権	233	—	—	—	233	—
	ソフトウェア	2,896	969	16	1,067	2,782	13,068
	リース資産	10	1	—	4	7	6
	その他	663	950	506	1	1,106	5
	計	3,804	1,921	523	1,073	4,129	13,080

(注) 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物	川越総合研究所の建物附属設備	1,762百万円
工具、器具及び備品	自動分析装置等の検査機器	1,347百万円
リース資産（有形固定資産）	検査機器及び付属品等（リース契約）	1,419百万円
土地	病理学的検査ラボ建設予定地	3,586百万円
建設仮勘定	川越総合研究所新棟の建設工事費	9,516百万円

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	55	59	55	59
賞与引当金	2,471	2,374	2,471	2,374

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社 本店
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.bml.co.jp/
株主に対する特典	毎年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された、当社株式1単元（100株）以上を保有している株主に対し、所有株式数に応じてクオカードを下記のとおり贈呈いたします。 100株以上200株未満 クオカード1,500円分 200株以上 クオカード3,000円分

（注）当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第68期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 2023年6月29日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第68期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 2023年6月29日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第69期第1四半期(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日) 2023年8月14日関東財務局長に提出

第69期第2四半期(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日) 2023年11月14日関東財務局長に提出

第69期第3四半期(自 2023年10月1日 至 2023年12月31日) 2024年2月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく

臨時報告書 2023年7月4日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年6月27日

株式会社ビー・エム・エル
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下 条 修 司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 勇 人

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビー・エム・エルの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビー・エム・エル及び連結子会社の2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

収益計上の前提となるITシステムの信頼性（検査売上高）	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
連結損益計算書に記載されている売上高137,964百万円のうち、検査事業の売上高（以下、「検査事業売上高」という。）がその95.3%を占めている。検査事業売上高の計上プロセスは、ITシステムに高度に依拠している。 検査事業は、全国の病院及び診療所等の顧客から受託した検体検査を、自動化された検査ラインで実施し、その検査結果を適時に報告することで対価を受領している。その業務プロセスを高度に自動化・ITシステム化することで、日々大量に行われる検体検査に係る結果報告と売上処理の正確性及び網羅性の確保を可能にしている。 検査事業売上高は、ホスト基幹システムで顧客ごとの検査完了データに単価を乗じることで自動計算され、値引等の修正データが手入力で加えられる。ホスト基幹システムの自動計算結果及び修正データはそれぞれ会計システムに転送され、検査事業売上高が自動計上される。 自動化された検査ラインで実施された検査結果は、随時ホスト基幹システムに転送されて日々顧客への検査結果報告書が出力される。同時に、検査完了データとしてホスト基幹システムに蓄積される。 ホスト基幹システムには検査項目ごとに単価データが登録されており、これに蓄積された検査完了データに乗じて検査事業売上データが自動計算される。検査事業売上データは、日次で会計システムに転送され検査事業売上高が自動計上される。 請求時点で発生する少額な値引等の修正データは、ホスト基幹システムに手入力し、会計システムに転送されて、検査事業売上高に反映されている。 当監査法人は、検査事業売上高の金額に重要性が高く、当該収益計上が正確に行われるためには、関連するITシステムが適切に整備・運用されることが重要であると判断したため、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	左記の監査上の主要な検討事項に対して、当監査法人は、ITの内部専門家を参画させて、主に以下の監査手続を実施した。 (1)内部統制の理解 ・検査事業売上高計上に関連するITシステムのデータフロー、処理プロセス及び自動化された内部統制を理解 ・ITシステムに重要な影響を与える事象の有無を把握するため、IT責任者への質問や取締役会議事録等の閲覧により、システム開発に係る意思決定過程やシステム開発案件の進捗状況、障害の発生状況等を理解 (2)内部統制の整備・運用状況の評価 ・ホスト基幹システム及び会計システム等に係るIT全般統制の整備・運用状況の評価するため、ユーザーアクセス管理、システムの変更管理、システム運用管理の有効性を検証 ・ホスト基幹システムへのデータ入力の正確性を確かめるため、検査項目ごとの単価データ・検査完了データ・請求段階での修正データ等の入力に係る内部統制の整備・運用状況の有効性を評価 ・ホスト基幹システムにおいて検査事業売上データを計算する自動化された内部統制の整備・運用状況の評価するため、その仕様の正確性を検証した上で、ホスト基幹システムにおける検査項目ごとの単価データ及び検査完了データを利用した検査事業売上データの再計算結果と、実際の検査事業売上データとの整合性を検証 ・ホスト基幹システムから会計システムへデータが転送される自動化された内部統制の整備・運用状況の有効性を評価するため、その仕様の正確性を検証した上で、システム間で実際に転送されたデータの正確性及び網羅性を検証するとともに、ホスト基幹システムの検査事業売上データ及び請求時点に手入力される修正データと会計システムで自動計上された検査事業売上高との整合性を検証

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜内部統制監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ビー・エム・エルの2024年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ビー・エム・エルが2024年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年6月27日

株式会社ビー・エム・エル
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下 条 修 司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 勇 人

＜財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビー・エム・エルの2023年4月1日から2024年3月31日までの第69期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビー・エム・エルの2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

収益計上の前提となるITシステムの信頼性（検査売上高）
連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（収益計上の前提となるITシステムの信頼性（検査事業の売上高））と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。